

平成23年度実績評価書

平成 2 4 年 7 月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成24年3月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。)において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標(基本目標)及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成23年3月に、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成23年度実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成24年度政策評価の実施に関する計画」(平成24年3月国家公安委員会・警察庁決定)に基づき、「平成23年度実績評価計画書」において示した29の業績目標の実施状況についてそれぞれ評価を行った。

本評価書はその結果等を踏まえ作成したものである。

凡 例

1 評価結果の基準について

達成：

指標を全て達成していると認められるもの

おおむね達成：

指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

達成が十分とは言い難い：

指標を全て達成しているとは認められないもの

2 認知件数等について

認知件数

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

検挙件数

警察において検挙した事件の件数をいう。

送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

なお、同一人について同種の余罪がある場合、同一の罪について共犯者がある場合があることから、罪種により、検挙件数の合計と検挙人員の合計は必ずしも一致しない。

3 刑法犯及び特別法犯について

刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯

罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

特別法犯

上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、原則として認知件数は計上していない。

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

基本目標	業績目標	ページ
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	1
	2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	3
	3 少年非行の防止	5
	4 犯罪等からの少年の保護	8
	5 良好な生活環境の保持	10
	6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	12
	7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	14
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化	15
	2 重要窃盗犯に係る捜査の強化	17
	3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	19
	4 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	21
	5 科学技術を活用した捜査の更なる推進	23
	6 被疑者取調べの適正化の更なる推進	25
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化	27
	2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	29
	3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	31
	4 来日外国人犯罪対策の強化	33
	5 犯罪収益対策の推進	35
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保	37
	2 高齢運転者による交通事故の防止	39
	3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	41
	4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	43
	5 道路交通環境の整備	44
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧	48
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	50
	3 警備犯罪取締りの的確な実施	53
	4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	55
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	57
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	60

平成23年度実績評価書

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり				
業績目標の説明	街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	248,839 < 112,825,471 >	211,886 < 119,561,384 >	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	781,364 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	1,030,203 < 221,222,488 >	211,886 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	749,117 < 162,651,642 >	175,983 < 122,648,492 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(17年6月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開 第2 住まいと子どもの安全確保				
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 1 防犯ボランティア活動等の推進 2 犯罪に強いまちづくりの推進 5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度
		主な街頭犯罪(注1)(件)	924,895	868,860	825,925	781,629	714,123		654,384
		主な侵入犯罪(注2)(件)	229,490	199,820	178,795	170,235	155,170		144,356
		23年度は暫定値 (24年4月生活安全企画課作成)							
	注1:路上強盗、ひったくり、強姦(街頭)、強制わいせつ(街頭)、略取誘拐(街頭)、暴行(街頭)、傷害(街頭)、恐喝(街頭)、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい								
	注2:侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入								
	達成状況:	達成目標	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、減少傾向を維持する。						
	業績指標	項目	基準					実績	
	子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進状況(強姦(かん)、強制わいせつ等の認知件数及び声かけ等前兆事案への対処事例)		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度
強姦(件)		1,934	1,755	1,517	1,349	1,259	1,563	1,198	
強制わいせつ(件)		8,343	7,550	7,007	6,607	6,973	7,296	7,032	
略取誘拐(件)		178	217	162	153	171	176	172	
23年度は暫定値 (24年4月生活安全企画課作成)									
【事例1】 駅のベンチに座っていた女子中学生が男に追いかける事案が発生したことから、子ども女性安全対策班において、防犯カメラの確認、駅関係者に対する聞き込み捜査等所要の捜査を実施したところ、素行不良者の男を行為者として特定し、指導・警告した(石川)。									
【事例2】 登校中の女子小学生に対し、バイクに乗った男が声を掛け携帯電話のカメラで写真を撮った事案が発生したことから、子ども女性安全対策班において、バイクのナンバー捜査等所要の捜査を実施した結果、行為者の男を特定し、指導・警告した(宮崎)。									
達成状況:	達成目標	子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を推進する(強姦、強制わいせつ等の認知件数の減少及び声かけ等前兆事案への対処)。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度
	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数(件)	2,018,418	1,888,301	1,794,432	1,670,578	1,557,034	1,785,753	1,459,357
		23年度は暫定値 (24年4月生活安全企画課作成)							
	参考指標	項目	18年末	19年末	20年末	21年末	22年末	18~22年(平均)	23年末
	防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数、構成員数等)	団体数(団体)	31,931	37,774	40,538	42,762	44,508		45,672
構成員数(人)		1,979,465	2,342,279	2,501,175	2,629,278	2,701,855		2,713,968	
23年度は暫定値 (24年4月生活安全企画課作成)									
【事例】 防犯ボランティア団体の連携による定期的な防犯パトロール活動や、犯罪の発生実態に即した広報啓発ビラの配布活動、地区内の環境浄化活動等を実施した結果、住民の防犯意識の向上が図られるとともに、地区内の街頭犯罪認知件数が前年に比べ約2割減少した(大阪)。									

参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度
街頭防犯カメラの 整備台数	整備台数(注3)(台)	337	363	363	461	540		791
	(24年4月生活安全企画課作成)							
注3:警察が設置・管理している台数								
参考指標	【事例1】 女子小学生に対して、「唾の研究をしているから唾をくれないか」などと言って、フィルムケースに唾液を吐き出させ、その様子をビデオカメラで撮影する事案が発生したことから、子ども女性安全対策班において、所要の捜査を実施した結果、行為者の男を特定して迷惑防止条例違反で検挙した(警視庁)。							
子ども女性安全対策班の活動状況	【事例2】 帰宅中の女子中学生に対して、男が腕を掴んで「こっちに行こう。」などと声をかけ、これを拒んだ女子中学生の肩を掴むなどした暴行事案が発生したことから、子ども女性安全対策班において、聞き込み捜査を実施した結果、オートバイの目撃情報入手し、そのオートバイから被疑者の男を特定し、暴行罪で検挙した(静岡)。							

業績目標達成のために 行った施策	<p>地域住民の理解を得た上での街頭防犯カメラの整備の促進 繁華街等犯罪の多発する地域への街頭防犯カメラの設置促進の呼び水とするため、防犯カメラの効果を最大限に発揮するための効率的・効果的設置運用方法及び効果検証方法について、モデル地区2地区(札幌市すすきの地区、福岡市中洲周辺地区)に各地区42台の街頭防犯カメラを設置しつつ、調査研究を行う「街頭防犯カメラ整備パイロット事業」を実施し、同事業の調査研究結果をとりまとめた。</p>
	<p>若い世代の参加促進を図る防犯ボランティア支援事業の推進 40歳代以下の会社員、公務員、自営業者等の自主防犯活動への参加促進を図るため、活動に参加しやすい青色回転灯装備車両による防犯パトロール等を行おうとする団体を公募し、支援事業の実施団体として選定した団体に対して、活動に必要な青色回転灯等の防犯パトロール用品の無償貸付や構成員の募集チラシの提供、防犯講習等の実施等の各種支援を行った。</p>
	<p>防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりの推進 警察庁ウェブサイト上の「自主防犯ボランティア活動支援サイト」において、全国の防犯ボランティア団体を紹介するとともに、活動が活発な約900団体の活動事例を紹介し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進した。</p>
	<p>子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進 子どもと女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に全国の警察本部に設置した「子ども女性安全対策班」において、23年度中、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等1,393件を検挙するとともに、指導・警告2,099件を実施した。</p>
	<p>携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話電子メール、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供した。</p>
	<p>防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進 防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度の構築を推進した。24年3月末現在、22都道府県で整備されている。</p>
<p>防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進 警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)の開発・普及に努め、24年3月末現在、17種類3,157品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表している。</p>	

評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、23年度の主な街頭犯罪の認知件数は、18～22年度の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の値(670,451件)を下回っており、また、主な侵入犯罪の認知件数は、18～22年度の数値に係る回帰直線上の値(133,232件)との差が8.3パーセントと同等の水準を維持していることから、目標を達成した。</p> <p>業績目標 については、前年度と比べ、強制わいせつ及び略取誘拐の認知件数が増加しているものの、過去5年間の平均と比べ、強姦、強制わいせつ等の認知件数が減少しており、また、声掛け等前兆事案への的確な対処がなされていることから、子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を推進するという目標をおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標である「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」をおおむね達成したと認められる。</p>
評価の結果の政策 への反映の方向性	<p>街頭犯罪・侵入犯罪を含む刑法犯の認知件数は、23年度中は約146万件と、120万件前後で推移していた昭和40年代と比較すると依然として高い水準にあることから、治安水準をより回復させるため、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進することとする。</p> <p>また、強姦、強制わいせつ等の認知件数は減少しているものの、子どもや女性を被害者とする犯罪についても、いまだ発生が後を絶たず断を許さない状況にあり、犯罪に対する自己防衛能力に限界のある子どもや女性の安全確保に対する国民の関心は極めて高いことから、子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を的確に推進する。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>「平成23年の犯罪情勢」(24年6月警察庁)</p> <p>「自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の活動状況について」(24年4月警察庁)</p>
-----------------------------------	--

政策所管課	生活安全企画課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間
-------	---------	----------	------------------

平成23年度実績評価書

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化				
業績目標の説明	地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	248,839 < 112,825,471 >	211,886 < 119,561,384 >	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	781,364 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	1,030,203 < 221,222,488 >	211,886 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	749,117 < 162,651,642 >	175,983 < 122,648,492 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 2 犯罪に強いまちづくりの推進 地域警察活動の強化				

業績指標	業績指標	項目	基準					18～22年度 (平均)	実績 23年度
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
刑犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	総検挙人員(人)	464,597	447,408	416,608	415,997	391,376	427,197	378,281	
	うち地域警察官による検挙人員(人)	385,850	371,938	345,371	345,170	324,428	354,551	309,255	
	占める割合(%)	83.1	83.1	82.9	83.0	82.9	83.0	81.8	
	23年度は暫定値	(24年4月地域課作成)							
達成状況:	達成目標	刑犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の水準を維持する。							
業績指標	実績								
通信指令を担う人材育成の推進状況(事例)	23年度中、新たに3県が通信指令に関する技能伝承制度の規定を整備し、全都道府県警察で規定の整備が終了した。 23年度中、10都県において通信指令関係の研修(他県職員の受入れ)が行われ、21都府県の通信指令担当者60名が受講した。 前年度に引き続き、23年度も全都道府県警察で通信指令に係る専科教養が実施され、約1,000人が受講した。								
達成状況:	達成目標	通信指令に係る人材育成関係施策を推進する。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度
			地域警察官による刑犯及び特別法犯の検挙状況	刑犯(人)	324,611	310,169	287,182	285,188	270,480
	特別法犯(人)	61,239	61,769	58,189	59,982	53,948	59,025	51,135	
	計	385,850	371,938	345,321	345,170	324,428	354,551	309,255	
	23年度は暫定値 (24年4月地域課作成)								
参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	23年	
警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスpondス・タイム	リスpondス・タイム	7分09秒	7分02秒	6分59秒	6分58秒	6分53秒	7分01秒	6分54秒	
(24年4月地域課作成)									

業績目標達成のために 行った施策	管内実態に即したパトロール 「地域警察部門における犯罪が起きにくい社会づくりの推進に向けた取組事項について」(平成22年9月3日付け警察庁丁地発第124号)に基づき、都道府県警察に対し、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内実態に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう指示した。
	職務質問技能の伝承 「職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)」(平成20年4月18日付け警察庁丙地発第13号)、 「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(平成20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)に基づき、全都道府県警察本部に設置の職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進した。
	交番相談員の増配置 平成23年度地方財政計画に基づき、交番相談員の増員要求を行った結果、23年4月1日現在、22年4月と比べ約70人の増員が行われた。

	<p>人材育成、体制強化等による通信指令の強化 「初動警察刷新強化のための指針」(平成20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定)、「警察通信指令に関する規則」(平成21年国家公安委員会規則第9号)等に基づき、人材育成、体制強化等による通信指令の強化を推進した。</p>		
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>評価結果:</p>	<p>業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合が1.2ポイントの減少にとどまったことから、過去5年間並の水準を維持するという目標をおおむね達成した。 業績指標 については、事例から人材育成関係施策が推進されていることが分かり、人材育成関係施策を推進するという目標は達成した。 したがって、業績目標である「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」をおおむね達成したと認められる。</p>	
	<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>パトロールによる犯罪の抑止及び検挙に努め、事件事故に迅速的確に対応できるよう、街頭活動及び初動警察活動の強化に向けた取組を推進する。</p>	
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成23年(1月～11月)の110番通報の概要等について」(24年1月警察庁生活安全局地域課)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>地域課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>

平成23年度実績評価書

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保									
業績目標	少年非行の防止									
業績目標の説明	少年犯罪の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、少年が再び非行に走ることのないよう立ち直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。									
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度		22年度		23年度		24年度		
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	248,839 < 112,825,471 >		211,886 < 119,561,384 >		190,841 < 103,367,889 >		78,841 < 127,337,069 >	
		補正予算(b)	781,364 < 107,562,403 >		0 < 3,838,330 >		0 < 16,608,469 >		0	
		繰越し等(c)	0 < 834,614 >		0 < 35,885,711 >		0		0	
		合計(a+b+c)	1,030,203 < 221,222,488 >		211,886 < 159,285,425 >		190,841		78,841	
執行額(千円)	749,117 < 162,651,642 >		175,983 < 122,648,492 >							
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。										
業績目標に関する内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(17年6月犯罪対策閣僚会議決定)									
	第2 住まいと子どもの安全確保 2 地域ぐるみで行う子どもの安全確保									
	「子ども安全・安心加速化プラン」(18年6月犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承)									
	地域の方で子どもを非行や犯罪被害から守る 1 通学(園)路等の安全対策 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む 1 非行・犯罪被害防止に向けた取組や情報モラル教育等の充実 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する 1 立ち直り支援体制の充実									
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定)									
第1 身近な犯罪に強い社会の構築 1 防犯ボランティア活動の推進 第2 犯罪者を生まない社会の構築 1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 4 薬物対策の推進										
「子ども・若者ビジョン」(22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)										
第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する										
「犯罪から子どもを守るための対策」(22年12月犯罪対策閣僚会議改定報告)										
第1章 現在進行中の事項及び今後の推進事項 第1節 登下校時の安全確保のための対策 2 地域における対策 第2節 犯罪から子どもを守るための総合対策 2 地域における対策										
業績指標	業績指標	刑法犯少年の検挙人員								
	少年非行防止のた めの取組の推進状 況(刑法犯少年の 検挙人員、人口 比、不良行為少年 の補導人員及び少 年相談受理件数)	項目	基準						実績	
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度	
		検挙人員(人)	110,966	101,027	89,842	90,521	83,469	95,164	76,032	
		凶悪犯	1,092	984	975	892	786	946	816	
		粗暴犯	9,595	9,037	8,450	7,536	7,726	8,469	7,240	
		窃盗犯	61,569	57,082	52,259	55,383	50,979	55,454	46,271	
		知能犯	1,177	1,205	1,168	1,059	957	1,113	1,028	
		風俗犯	354	343	395	420	415	385	522	
		その他の刑法犯	37,179	32,376	26,595	25,231	22,606	28,797	20,155	
		少年の割合 (注1)(%)	29.2	27.9	26.7	27.1	26.4	27.5	24.9	
	23年度は暫定値						(24年4月少年課作成)			
	注1:「少年の割合」とは、刑法犯の総検挙人員に占める少年の検挙人員の割合をいう。									
	刑法犯少年の人口比									
	項目	基準						実績		
18年度		19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度			
人口比(注2)	14.6	13.5	12.2	12.4	11.5	12.8	10.5			
23年度は暫定値						(24年4月少年課作成)				
注2:「人口比」とは、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。										

不良行為少年の補導人員									
項目	基準						実績		
	18年	19年	20年	21年	22年	18-22年 (平均)	23年		
総数(人)	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,273,445	1,013,167		
喫煙	557,079	602,763	497,658	364,956	363,658	477,223	353,258		
深夜はいかい	719,732	795,430	732,838	554,078	549,798	670,375	564,575		
(24年4月少年課作成)									
少年相談受件数									
項目	基準						実績		
	18年	19年	20年	21年	22年	18-22年 (平均)	23年		
総数(件)	86,926	78,789	75,274	71,415	74,850	77,451	67,391		
うち非行問題	16,488	14,794	13,720	13,768	14,041	14,562	13,556		
少年自身	19,245	17,965	18,099	16,565	16,560	17,687	14,361		
うち非行問題	1,758	1,702	1,425	1,337	1,290	1,502	1,214		
保護者	37,744	36,716	34,793	33,275	35,442	35,594	32,251		
うち非行問題	7,579	7,179	6,861	6,972	7,196	7,157	6,922		
その他	29,937	24,108	22,382	21,575	22,848	24,170	20,779		
うち非行問題	7,151	5,913	5,434	5,459	5,555	5,902	5,420		
(24年4月少年課作成)									
達成状況:	達成目標	刑法犯少年の検挙活動及び不良行為少年の補導活動を推進する。							
業績指標	実績								
非行少年の立ち直り支援の状況(関係機関等と連携した非行少年の立ち直り支援事例等)	<p>少年問題に関する警察の専門職員である少年補導職員等で構成される少年サポートセンターを中心に、関係機関・団体、ボランティア等と連携しながら、環境美化活動を始めとする少年の社会奉仕活動、生産体験活動等の社会参加活動、警察署の道場を開放して地域の少年に柔道や剣道の指導を行う柔剣道教室等のスポーツ活動等、非行少年の立ち直りに資するための活動を推進した。</p> <p>なお、24年4月1日現在、少年サポートセンターの設置数は193である。</p>								
	<p>[事例1] 少年サポートセンターは、継続補導中の少年4人に対し、中学校教諭等と協働して、料理教室や環境美化活動、スポーツ交流活動等の立ち直り支援活動を実施した。その結果、中学3年に進級した4人は、全員が気持ちを入れ替えて新学期に臨む決意のもとに髪の色も黒色に染め直して、毎日登校し、それぞれ野球部、テニス部に入学するなど、健全な生活を送ることができるようになり、学校における問題行動が改善された(大阪)。</p>								
	<p>[事例2] 少年サポートセンターは、毎月2回「少年サポートルーム」を開設し、料理教室を始めとした各種体験活動を実施した。同活動に参加した継続補導中の少年は、初回に書いた「メッセージ～自分への手紙」で掲げていた目標を達成できたことから、自身の成長を振り返り、自己を肯定的に捉えることができた(広島)。</p>								
	<p>[事例3] 少年サポートセンターは、児童自立支援施設に入所している少年に対して、少年警察ボランティア、大学生サポーター等と連携して環境美化活動、スポーツ交流活動、料理教室等を実施した。その結果、当初は面倒臭がっていた少年も次第に積極的になり、達成感や、自分を認めてもらえることへの喜びから満足感を得ることに繋がり、少年の孤独感や疎外感が解消された(茨城)。</p>								
達成状況:	達成目標	非行少年の立ち直り支援を推進する。							
参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18-22年 (平均)	23年
	14歳から19歳の推計人口	総計(千人)	7,624	7,468	7,365	7,300	7,252	7,402	7,234
		14歳	1,215	1,193	1,211	1,210	1,189	1,204	1,194
		15歳	1,216	1,214	1,193	1,211	1,210	1,209	1,189
		16歳	1,245	1,213	1,215	1,194	1,212	1,216	1,211
		17歳	1,268	1,241	1,215	1,217	1,196	1,227	1,214
		18歳	1,321	1,282	1,244	1,219	1,221	1,257	1,200
19歳	1,359	1,325	1,287	1,249	1,224	1,289	1,226		
(18年12月国立社会保障・人口問題研究所資料による)									
<p>刑法犯少年の検挙活動の推進 少年事件捜査に係る研修を行って、少年事件の捜査力の充実強化を図り、刑法犯少年の検挙活動を推進した。</p>									

<p>業績目標達成のために 行った施策</p>	<p>不良行為少年の補導活動の推進 不良行為少年に対する助言又は指導を的確に行うことにより、少年非行を防止するため、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を推進した。 また、学年末及び新学期の時期に合わせ、インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策等を重点推進事項とした「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」(平成24年2月8日付け警察庁丁少発第10号、丁生企発第58号、丁情対発第51号、丁薬銃発第42号)を 発出した。</p> <p>非行少年の立ち直り支援に係る施策の推進 少年サポートセンターを中心とした関係機関・団体、ボランティア等との連携による少年の居場所づくりや立ち直り支援を推進した。 また、問題を抱えた個々の少年に警察から積極的に連絡をとり立ち直りを支援する活動を開始するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を醸成するなど、非行少年を生まない社会づくりの取組を推進した。 さらに、立ち直りの大きな障害要因となっている不良交友関係の解消に向けた、集团的不良交友関係の実態の把握及び分析を推進した。</p> <p>非行防止教室の開催の推進 少年の規範意識の向上と犯罪被害の防止を図るため、関係機関・団体、ボランティア等と連携した非行防止教室の開催を推進した。</p>		
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、非行に至る前段階にある不良行為少年の補導人員が減少しているものの、過去5年間の平均及び前年(度)と比べ、刑法犯少年の検挙人員、刑法犯少年の人口比及び非行問題に関する少年相談受理件数が減少していることから、少年非行は一定程度抑止されていると評価でき、刑法犯少年の検挙活動及び不良行為少年の補導活動を推進するという目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標 については、少年サポートセンターが関係機関・団体、ボランティア等と連携して地域の実情や少年の特性に応じ、料理教室やスポーツ活動、環境美化活動等を通じて、少年の問題行動や親子関係の改善に資するための様々な立ち直り支援を継続的に実施している。また、これらの取組をより一層推進するため、少年問題に係る実践例等に基づいてその問題点や対応策等を検討するブロック協議会を全国各地で行ったこと、さらに、少年サポートセンターも193か所設置されており、上記事例のような支援も積極的に実施されていることから、非行少年の立ち直り支援を推進するという目標を達成した。</p> <p>以上から、業績目標である「少年非行の防止」をおおむね達成したと認められる。</p>		
<p>評価結果:</p>			
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>刑法犯少年の人口比は成人の約5倍となっており、少年による社会の耳目を集める事件も発生していることから、少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にある。したがって、引き続き少年事件捜査に係る研修等により少年犯罪の的確な取締り及び街頭補導活動を推進するとともに、非行防止教室等による少年の規範意識の向上、関係機関・団体、ボランティア等との連携による立ち直り支援等のための諸対策を更に推進することとする。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「少年非行等の概要(平成23年1～12月)」(24年5月警察庁生活安全局少年課) 「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>少年課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>

平成23年度実績評価書

基本目標1 業績目標4

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	犯罪等からの少年の保護				
業績目標の説明	児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪(以下「福祉犯」という。)の取締りと被害少年の発見・保護活動等を推進することにより、犯罪等からの少年の保護を図る。				
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	248,839 < 112,825,471 >	211,886 < 119,561,384 >	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	781,364 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	1,030,203 < 221,222,488 >	211,886 < 159,285,425 >	190,841	78,841
執行額(千円)	749,117 < 162,651,642 >	175,983 < 122,648,492 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「子ども安全・安心加速化プラン」(18年6月犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承) 地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る 4 子どもの育成環境の改善 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する 2 犯罪被害や虐待を受けた子どもに対する支援の強化				
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進				
	「子ども・若者ビジョン」(22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する 3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する				
	「児童ポルノ排除総合対策」(22年7月犯罪対策閣僚会議決定) 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化				
	「犯罪から子どもを守るための対策」(22年12月犯罪対策閣僚会議改定報告) 第1章 現在進行中の事項及び今後の推進事項 第2節 犯罪から子どもを守るための総合対策 2 地域における対策 3 犯罪対策				

業績指標	項目	基準						実績
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	
福祉犯の取締りの 推進状況(福祉犯 の検挙件数及び検 挙人員並びに被害 者数)	検挙件数(件)	7,166	7,161	7,202	7,899	8,204	7,526	8,397
	検挙人員(人)	6,548	6,848	7,121	7,452	7,682	7,130	8,050
	被害者数(人)	7,317	7,279	6,934	7,280	7,294	7,221	7,487
	23年度は暫定値		(24年4月少年課作成)					
達成状況:	達成目標	福祉犯の検挙活動及び被害少年の保護活動を推進する。						
業績指標	少年相談受理件数							
業績指標	項目	基準						実績
		18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	
被害少年の支援等 の状況(犯罪被害 に係る少年相談受 理件数及び少年補 導職員等による被 害少年の支援事 例)	総数(件)	86,926	78,789	75,274	71,415	74,850	77,451	67,391
	うち犯罪被害	7,513	7,654	7,183	7,618	8,482	7,690	6,515
	少年自身	19,245	17,965	18,099	16,565	16,560	17,687	14,361
	うち犯罪被害	2,444	2,576	2,539	2,592	2,927	2,616	2,242
	保護者	37,744	36,716	34,793	33,275	35,442	35,594	32,251
	うち犯罪被害	3,231	3,244	3,019	3,236	3,589	3,264	2,732
	その他	29,937	24,108	22,382	21,575	22,848	24,170	20,779
うち犯罪被害	1,838	1,834	1,625	1,790	1,966	1,811	1,541	
		(24年4月少年課作成)						

		<p>【事例1】 暴力団関係者が経営する売春組織において、売春嬢として稼働させられていた福祉犯被害少年5名に対し、警察署生活安全課の少年係が面接を行い、暴力団の悪質性や生活環境改善の必要性等を心に訴えかけるように助言・指導した。その結果、少年らは暴力団との決別を決意し、就職活動や学業に専念する決心をして、再出発を誓った。また、保護者に対しても、子どもとの会話の機会を確保することや少年の言動に関心を持つことについて助言・指導したところ、保護者は監護意欲を示した(福岡)。</p> <p>【事例2】 万引きで検挙した少年の取調べにおいて、非行の原因が同級生からの恐喝、暴行によるストレスであることが発覚したことから、同事件について速やかに事件処理を行うとともに、警察署配置の少年心理専門員が、再被害防止について学校と連携し、少年の被害防止とストレスの軽減を図った。また、少年への関わり方に不安を抱いていた保護者の心情を傾聴し、助言をした。その結果、不登校であった少年は、事件解決とともに登校を再開し、保護者も少年との意思疎通ができ、親子関係が改善された(愛媛)。</p> <p>【事例3】 小学校に対する刃物所持男の侵入事件につき、事件当時、ミニバスケットボールの練習のため、偶然現場に居合わせた児童らの中には、事件後「一人で帰れない」「食欲がない」等の心身不安や体調不良を訴える者がいたことから、警察署員、少年警察ボランティア、保護者が協力して児童らとのバスケットボールの交流試合を実施した。事件当時と同じ状況下で精一杯楽しむことで、事件が児童の心にも与えた影響を払拭でき、「楽しかった」「安心した」など、安心感の醸成につながる声が聞かれ、心のケアができた(岩手)。</p>		
	達成状況:	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="639 779 790 840">達成目標</td> <td data-bbox="790 779 1423 840">受理した少年相談に係る対応及び被害少年に対する支援を推進する。</td> </tr> </table>	達成目標	受理した少年相談に係る対応及び被害少年に対する支援を推進する。
達成目標	受理した少年相談に係る対応及び被害少年に対する支援を推進する。			
参考指標・参考事例	参考指標	なし		
業績目標達成のために行った施策	<p>福祉犯等の検挙活動の推進 児童買春・児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の取締りを推進した。</p> <p>「児童ポルノ排除総合対策」に基づく児童ポルノ対策の推進 22年7月に政府の犯罪対策閣僚会議において決定された「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、各府省庁等と連携し、ファイル共有ソフト利用事犯等の児童ポルノ事犯の取締りの強化、23年4月からインターネット・サービス・プロバイダが実施しているブロックングに対する協力等の流通・閲覧防止対策及び被害児童の早期発見及び支援活動等を推進した。</p> <p>有害環境の浄化活動の推進(インターネット上の有害情報対策の推進等) 児童が使用する携帯電話に係る利用環境及び携帯電話販売店が保護者に対してフィルタリングを推奨する状況等の実態を調査し、その結果を踏まえ、関係機関等との連携の下、フィルタリングの普及に向けて、事業者に対する指導・要請や保護者に対する啓発活動等の取組を推進した。</p> <p>児童虐待等による被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) 少年サポートセンターを中心とした少年補導職員等によるカウンセリング等、被害少年に対する継続的な支援を推進した。</p>			
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p> <p>評価結果:</p> <p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>業績指標 については、過去5年間の平均及び前年度と比べ、福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに保護した被害少年の数が全て増加しており、福祉犯の検挙活動及び被害少年の保護が推進されたものと評価できることから、福祉犯の被害少年の保護を図るという目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、過去5年間の平均及び前年度と比べ、犯罪被害に関する少年相談受理件数が減少しているものの、福祉犯被害少年等に対し、少年サポートセンターの少年補導職員らによる保護者も含めた継続的な面接相談や居場所づくり活動等を通じた立ち直り支援、家庭環境の整備を図るための保護者への助言指導等、支援の充実を図っていることから、被害少年に対する支援を推進するという目標はおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標である「犯罪等からの少年の保護」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>依然として少年の福祉犯被害が後を絶たないことから、福祉犯捜査に係る研修等により福祉犯の取締りを引き続き強化するとともに、フィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動を推進するなど、サイバー犯罪等による犯罪被害を防ぎ少年を保護するための諸対策に取り組んでいくこととする。</p> <p>また、犯罪被害に係る少年相談受理件数の減少に対しては、少年相談の利用促進のための広報啓発を推進するなど、犯罪被害にあった少年に対する支援に一層取り組んでいくこととする。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「少年非行等の概要(平成23年1～12月)」(24年5月警察庁生活安全局少年課)			
政策所管課	少年課	政策評価実施時期 23年4月から24年3月までの間		

平成23年度実績評価書

基本目標1 業績目標5

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	良好な生活環境の保持				
業績目標の説明	風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や風俗関係事犯の取締りを推進するほか、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事件・事故を防止することにより、良好な生活環境を保持する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	248,839 < 112,825,471 >	211,886 < 119,561,384 >	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	781,364 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	1,030,203 < 221,222,488 >	211,886 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	749,117 < 162,651,642 >	175,983 < 122,648,492 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第3 国際化への対応 4 国際組織犯罪対策 人身取引対策の推進 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 3 銃器対策の推進 厳格な銃砲刀剣類行政の推進 5 組織的に敢行される各種事犯への対策 違法風俗店等に対する取締りの推進				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員	検挙件数(件)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
		検挙人員(人)	8,144	7,809	7,893	7,043	7,113	7,600	7,203
		23年度は暫定値 (24年4月保安課作成)							
	達成状況:	達成目標	風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。						
	業績指標	項目	基準					実績	
	風俗営業等に対する行政処分件数	行政処分件数(件)	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年
		8,599	9,631	8,864	9,398	9,145	9,127	8,894	
		24年4月保安課作成							
	達成状況:	達成目標	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という。)に基づく行政処分件数を過去5年間の平均より増加させる。						
業績指標	項目	基準					実績		
猟銃等による事件・事故の発生件数	発生件数(件)	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年	
	うち事件	54	67	54	52	40	54	33	
	うち事故	6	12	2	3	5	6	5	
	うち深夜酒類提供飲食店	48	55	52	49	35	48	28	
24年4月保安課作成									
達成状況:	達成目標	猟銃等による事件・事故の発生件数を過去5年間の平均より減少させる。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年
	風俗営業等の許可・届出件数	許可・届出件数(件)	398,355	398,473	399,801	400,715	399,358	399,340	402,370
		うち風俗営業	111,528	109,135	106,864	104,920	102,207	106,931	99,994
		うち風俗関係特殊営業	17,492	19,990	22,021	23,727	25,102	21,666	29,391
		うち深夜酒類提供飲食店	269,335	269,348	270,916	272,068	272,049	270,743	272,985
24年4月保安課作成									
参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年	
猟銃等の所持許可丁数	所持許可丁数(丁)	339,109	327,961	308,667	290,939	266,649	306,665	246,783	
	うち猟銃	305,179	294,630	276,908	260,412	238,451	275,116	220,171	
	うち空気銃	33,930	33,331	31,759	30,527	28,198	31,549	26,612	
24年4月保安課作成									

業績目標達成のために 行った施策	<p>風営適正化法の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進 全国会議等において、様々な形態で営業する違法性風俗店等につき、組織犯罪対策部門等の関係部門と連携して実態解明を進めるなどすることにより、取締りを一層推進するよう、都道府県警察に対し指示した。</p> <p>人身取引事犯の取締りの強化 全国会議等において、各種法令を適用して悪質な雇用主やブローカーの摘発に重点を置いた取締りや被害者の適切な保護等、人身取引事犯に対する取組の一層の強化を都道府県警察に対し指示した。</p> <p>子どもや女性を守るための匿名通報事業(通称「匿名通報ダイヤル」)を活用した被害者の保護及び捜査の推進 警察庁の委託を受けた民間団体が、国民から人身取引事犯や少年の福祉に関係する一定の犯罪に関する通報を電話により匿名で受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てる制度である「匿名通報ダイヤル」を運用し、人身取引事犯等に係る被害者の保護及び捜査を推進した。</p> <p>猟銃等の所持者に対する指導の強化 猟銃安全指導委員を委嘱し、猟銃の所持者に対して猟銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言等を行わせるよう都道府県警察に対し指示した。また、猟銃等講習会等の教材を作成するとともに、講習会の更なる充実を図るよう都道府県警察に対し指示した。</p>		
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p> <p>評価結果:</p> <p>評価の結果の政策 への反映の方向性</p>	<p>業績目標 については目標を達成したものの、業績指標 及び については目標の達成が十分とは言えないことから、業績目標である「良好な生活環境の保持」の達成は十分とは言えないと認められる。</p> <p>風俗関連事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数の減少については、繁華街・歓楽街対策や改正風営適正化法施行等、風俗関係事犯の取締りが強化されたことにより、違法営業の潜在化や巧妙化が強まっていることが原因と考えられる。 繁華街・歓楽街を中心に、いまだ営業する違法性風俗店等が根絶されていないことから、こうした性風俗店等に対し、関係部門間の連携を強化した取締りを行うなど、風俗関係事犯の効果的な取締り等を推進するとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための取組を支援し、業務の適正化を推進することとする。 また、狩猟等の行為中に発生する事故が後を絶たないこと等から、猟銃等の所持者に対して適正な取扱いや保管管理の徹底に関する指導等を行い、猟銃等の事件・事故を防止すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。</p>		
学識経験を有する者の 知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	「平成23年中における風俗関係事犯の取締状況等について」(24年4月警察庁)		
政策所管課	保安課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間

平成23年度実績評価書

基本目標1 業績目標6

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保				
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪の取締りの推進により、良好な経済活動等を確保する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	248,839 < 112,825,471 >	211,886 < 119,561,384 >	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	781,364 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	1,030,203 < 221,222,488 >	211,886 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	749,117 < 162,651,642 >	175,983 < 122,648,492 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化				

業績指標	業績目標	項目	基準						実績
			18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	
ヤミ金融事犯(注1)の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	323	484	437	442	393	416	366	
		検挙人員(人)	710	995	860	815	755	827	666
	(24年3月生活経済対策管理官作成)								
	注1:出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(高金利)事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行に係る事犯								
	達成状況:	達成目標	ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員について、過去5年間並の水準を維持する。						
	特定商取引等事犯(注2)の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	138	112	142	152	193	147	161
			検挙人員(人)	385	299	279	371	430	353
	(24年3月生活経済対策管理官作成)								
	注2:特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。)に関連した詐欺、恐喝等の事件								
	達成状況:	達成目標	特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。						
知的財産権侵害事犯(注3)の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	488	437	369	330	388	402	438	
		検挙人員(人)	771	735	653	513	563	647	610
	(24年3月生活経済対策管理官作成)								
	注3:食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員を除く								
	達成状況:	達成目標	知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員について、過去5年間並の水準を維持する。						
	食の安全に係る事犯(注4)の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	25	52	37	66	46	45	39
			検挙人員(人)	35	90	91	132	85	87
	(24年3月生活経済対策管理官作成)								
	注4:食品衛生関係事犯及び食品の産地等偽装表示事犯								
	達成状況:	達成目標	食の安全に係る事犯の検挙事件数及び検挙人員について、過去5年間並の水準を維持する。						
経済犯罪等に係る犯罪利用預金口座等の凍結のための金融機関への情報提供件数	件数(件)	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年	
						14,826		24,511	
	(24年3月生活経済対策管理官作成)								
達成状況:	達成目標	経済犯罪等に係る犯罪利用預金口座等の凍結のための金融機関への情報提供件数を前年より増加させる。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	23年
	警察に寄せられた悪質商 法(特定商取引)に関する 相談件数	件数(件)	9,629	7,938	7,234	7,190	7,456	7,889	6,560
	(24年3月生活安全企画課作成)								
	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	23年
	警察に寄せられたヤミ金融に関する相談件数	件数(件)	46,850	47,290	37,333	30,191	23,681	37,069	22,611
	(24年3月生活安全企画課作成)								
参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	23年	
政府模倣品・海賊版対策関係省 庁に寄せられた知的財産権に関する相談件数	件数(件)	169	221	326	792	772	456	677	
(24年6月政府模倣品・海賊版対策総合窓口資料による)									
参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度	
「食品表示110番」の相談 受理件数	件数(件)	16,449	24,727	26,222	27,356	24,916	23,934	24,288	
(24年4月農林水産省資料による)									
業績目標達成のために 行った施策	<p>高齢者を狙った特定商取引等事犯、暴力団が関与するヤミ金融事犯等の優先的取締り 高齢者を狙った特定商取引等事犯、暴力団が関与するヤミ金融事犯等を生活経済事犯の中で優先的に取り締まるべき事犯と位置付け、関係機関・団体と連携しつつ、取締りを推進した。</p>								
	<p>犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供 ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯を始めとする経済犯罪等の被害拡大防止や被害回復を図るため、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進した。</p>								
	<p>知的財産権侵害事犯の取締り及び対策の推進 「知的財産推進計画2011」を踏まえ、商標法違反、著作権法違反等の知的財産権侵害事犯を取り締まるとともに、偽ブランド品広告サイトについて、サーバ設置国の捜査機関や国内プロバイダに対し、送信防止措置等を要請するほか、権利者団体等と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進した。</p>								
	<p>食品の産地等偽装表示事犯等の取締り及び関係省庁との情報交換の推進 食品の産地等偽装表示事犯等の取締りを推進するとともに、食品表示連絡会議に参加し、関係機関との情報共有を行うなど関係機関との連携を図った。</p>								
評価の結果 (目標の達成状況)	評価結果:	<p>業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、検挙事件数の減少率が12.0パーセントにとどまったものの、検挙人員の減少率が19.5パーセントであったことから、目標の達成が十分とは言えない。 業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、検挙人員は減少したものの、検挙事件数は増加したことから、目標はおおむね達成した。 業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、検挙事件数は9.0パーセント増加し、検挙人員の減少率は5.7パーセントにとどまったことから、目標を達成した。 業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、検挙事件数及び検挙人員の減少率がそれぞれ13.3パーセント、12.6パーセントにとどまったことから、目標をおおむね達成した。 業績指標 については、目標を達成した。 したがって、業績目標である「経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保」をおおむね達成したと認められる。</p>							
		評価の結果の政策 への反映の方向性	<p>国民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与える経済犯罪等の生活経済事犯については、高齢者を狙った特定商取引等事犯、暴力団が関与するヤミ金融事犯等が後を絶たないことから、これら悪質な事犯に重点を置いた取締りを実施するとともに、関係機関・団体と連携しつつ、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供、広報啓発等の施策を進めることにより、良好な経済活動等の確保を図っていくこととする。</p>						
学識経験を有する者の知 見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。								
政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	<p>「平成23年中における生活経済事犯の検挙状況等について」(24年3月警察庁生活安全局生活経済対策管理官) 「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(24年6月政府模倣品・海賊版対策総合窓口) 「食品表示110番の実績について」(24年4月農林水産省)</p>								
政策所管課	生活経済対策管理官			政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間				

平成23年度実績評価書

基本目標1 業績目標7

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止				
業績目標の説明	環境事犯の取締りの推進により、環境破壊等を防止する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	248,839 < 112,825,471 >	211,886 < 119,561,384 >	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	781,364 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	1,030,203 < 221,222,488 >	211,886 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	749,117 < 162,651,642 >	175,983 < 122,648,492 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 5 組織的に敢行される各種事犯への対策				

業績指標	業績指標	項目	基準						実績
	廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員		18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年
		検挙事件数(事件)	5,301	6,107	6,124	6,128	6,183	5,969	5,700
		検挙人員(人)	6,852	7,797	7,602	7,599	7,679	7,506	7,018
達成状況:	達成目標	廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去5年間並の水準を維持する。 (24年3月生活経済対策管理官作成)							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
	産業廃棄物の不法投棄件数	件数(件)	554	382	308	279	216	348	
		(23年12月環境省資料による)							
	参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
公害苦情受付件数	件数(件)	97,713	91,770	86,236	81,632	80,095	87,489		
	(23年11月公害等調整委員会資料による)								

業績目標達成のために 行った施策	環境犯罪対策推進計画に基づく悪質な環境事犯の取締り及び対策の推進 「環境犯罪対策推進計画」(平成11年4月5日付け警察庁内生環発第15号別添)に基づき、関係機関と連携しつつ、悪質な環境事犯に対する取締りを推進した。
---------------------	--

評価の結果 (目標の達成状況)	業績目標 については、過去5年間の平均と比べ、廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員の減少率がそれぞれ4.5パーセント、6.5パーセントと、いずれも10パーセント以内にとどまったことから、過去5年間並の水準を維持するという目標を達成した。 したがって、業績目標である「環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止」を達成したと認められる。
評価の結果の政策 への反映の方向性	国民の生活環境に脅威を与える環境事犯については、悪質な事犯に重点を置いた取締りを実施するとともに、関係機関との連携を図ることにより、良好な生活環境の確保を図っていくこととする。

学識経験を有する者の 知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	「平成23年中における生活経済事犯の検挙状況等について」(24年3月警察庁生活安全局生活経済対策管理官) 「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成22年度)について」(23年12月環境省) 「平成22年度公害苦情調査結果報告書」(23年11月公害等調整委員会)
-----------------------------------	--

政策所管課	生活経済対策管理官	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間
-------	-----------	----------	------------------

平成23年度実績評価書

基本目標2 業績目標1

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	重要犯罪(注1)に係る捜査の強化 <small>注1:殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ</small>				
業績目標の説明	「人からの捜査」及び「物からの捜査」が困難化するなど捜査を取り巻く環境が悪化している中、真の治安再生に向けて、重要犯罪の検挙に向けた取組を推進する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	1,463,884 - < 112,825,471 >	489,980 - < 119,561,384 >	621,887 - < 103,367,889 >	598,855 - < 127,337,069 >
	補正予算(b)	11,592,020 - < 107,562,403 >	0 - < 3,838,330 >	0 - < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 - < 834,614 >	0 - < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	13,055,904 - < 221,222,488 >	489,980 - < 159,285,425 >		
執行額(千円)	12,829,921 - < 162,651,642 >	333,419 - < 122,648,492 >			
<small>上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。</small>					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第7 治安再生のための基盤整備 1 人的・物的基盤の強化 2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
			各重要犯罪の検挙率	重要犯罪(%)	58.6	61.4	63.1	63.9	64.0
殺人	97.5	93.3		97.3	97.9	98.0	96.7	96.0	
強盗	59.9	63.3		59.8	63.5	64.3	62.1	65.3	
放火	72.3	73.0		76.6	68.3	77.9	73.6	82.7	
強姦	75.5	80.9		84.3	83.7	83.3	81.1	85.8	
略取誘拐・人身売買	90.4	86.2		90.1	86.3	87.1	88.0	82.6	
強制わいせつ	44.6	47.4		51.0	53.0	52.2	49.4	52.0	
23年度は暫定値 (24年4月捜査第一課作成) 上記の数値は、未遂罪及び予備罪(強姦及び強制わいせつについては未遂罪)を含む。									
【事例】 男(39)は、22年9月、ワンルームマンションに侵入し、就寝中の女性に馬乗りになり刃物を示すなどの暴行脅迫を加え、同女を姦淫するなどした。現場近くに設置された防犯カメラの映像解析により浮上した不審車両の捜査を行った結果、被疑者の特定に至り、さらに遺留資料と同人のDNA型記録が一致するなどしたことから、23年7月、被疑者を強盗強姦等の罪で逮捕した。									
達成状況:	達成目標	殺人、強盗、強姦等の各種重要犯罪の検挙率を向上させる。							
業績指標	項目	基準					実績		
検視官の臨場率		18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年	
	検視官の臨場率(%)	11.2	11.9	14.1	20.3	27.8	17.3	36.6	
<small>(24年4月捜査第一課作成)</small>									
達成状況:	達成目標	検視官の死体取扱現場への臨場率を向上させる。							

参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
		各重要犯罪の認知件数	重要犯罪(件)	18,432	16,667	15,751	14,880	14,548
殺人	1,264		1,235	1,254	1,101	1,047	1,180	1,033
強盗	5,033		4,419	4,373	4,433	3,894	4,430	3,674
放火	1,680		1,491	1,438	1,237	1,204	1,410	1,035
強姦	1,934		1,755	1,517	1,349	1,259	1,563	1,198
略取誘拐・人身売買	178		217	162	153	171	176	172
強制わいせつ	8,343		7,550	7,007	6,607	6,973	7,296	7,032
23年度は暫定値 (24年4月捜査第一課作成) 上記の数値は、未遂罪及び予備罪(強姦及び強制わいせつについては未遂罪)を含む。								
参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
各重要犯罪の検挙件数	重要犯罪(件)	10,804	10,227	9,934	9,502	9,307	9,955	9,077
	殺人	1,232	1,152	1,220	1,078	1,206	1,178	992
	強盗	3,014	2,799	2,614	2,814	2,505	2,749	2,399
	放火	1,215	1,088	1,101	845	938	1,037	856
	強姦	1,461	1,419	1,279	1,129	1,049	1,267	1,028
	略取誘拐・人身売買	161	187	146	132	149	155	142
	強制わいせつ	3,721	3,582	3,574	3,504	3,640	3,604	3,660
<small>(24年4月捜査第一課作成)</small>								

上記の数値は、未遂罪及び予備罪(強姦及び強制わいせつについては未遂罪)を含む。								
参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度
各重要犯罪の検挙 人員	重要犯罪(人)	8,620	8,315	7,986	7,713	7,257	7,978	7,231
	殺人	1,199	1,163	1,163	1,053	991	1,114	941
	強盗	3,194	2,982	2,819	2,973	2,515	2,897	2,447
	放火	810	737	689	606	654	699	596
	強姦	1,030	1,003	964	871	800	934	802
	略取誘拐・人身売買	154	163	121	103	116	131	118
23年度は暫定値 (24年4月捜査第一課作成)								
上記の数値は、未遂罪及び予備罪(強姦及び強制わいせつについては未遂罪)を含む。								
参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	23年
警察における死体 取扱数、検視官の 臨場死体取扱数及 び死体解剖総数	死体取扱数(体)	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	159,508	173,735
	検死官臨場死体取扱数(体)	16,756	18,322	22,780	32,676	47,522	27,611	63,626
	死体解剖総数(体)	14,042	14,725	15,716	16,184	19,083	15,950	19,176
(24年4月捜査第一課作成)								

業績目標達成のために 行った施策	<p>情報分析支援システム(CIS - CATS)(注2)の活用 21年1月に情報分析支援システムの運用を開始し、重要事件の捜査に積極的に活用した。</p> <p>注2: 犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析するシステム</p>
	<p>捜査特別報奨金制度の活用 19年4月に捜査特別報奨金制度を導入し、23年度末までに殺人等の重要凶悪事件延べ106事件を対象に、同制度に基づく広告を実施した。</p>
	<p>DNA型鑑定の積極的活用 DNA型鑑定を積極的に実施し、重要犯罪の捜査に活用した。</p>
	<p>DNA型データベースの活用 遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベースの活用を積極的に推進し、重要犯罪の捜査に活用した。</p>
	<p>自動車ナンバー自動読取システムの整備 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めた。</p>
	<p>適正な検視業務を推進するための取組 適正な検視業務を推進するため、検視官等の増強、検視業務に携わる警察官に対する研修の充実、資機材の整備等検視体制の強化を推進した。</p>
<p>合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。</p>	

<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 及び については、過去5年間の平均及び前年の値より増加していることから、それぞれ目標を達成した。 したがって、業績目標である「重要犯罪に係る捜査の強化」を達成したと認められる。</p>
<p>評価結果:</p>	
<p>評価の結果の政策 への反映の方向性</p>	<p>重要犯罪に係る捜査の強化は図られたと認められるものの、依然として社会的反響の大きい重要犯罪が発生していることから、国民の不安を払拭するため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、適正な死体取扱業務の推進、合同捜査及び共同捜査の推進等により、重要犯罪に係る捜査の強化を図る。</p>

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
-----------------------------	--

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>「平成23年の犯罪情勢」(24年6月警察庁)</p>
--	-------------------------------

<p>政策所管課</p>	<p>捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>
--------------	--------------------------	-----------------	-------------------------

平成23年度実績評価書

基本目標2 業績目標2

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	重要窃盗犯に係る捜査の強化				
業績目標の説明	重要窃盗犯(注)については、国民の身近な場で発生し、国民に治安に対する不安を与えるものであることから、真の治安再生に向けて、重要窃盗犯の検挙に向けた取組を推進する。 注:侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	1,463,884 < 112,825,471 >	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	11,592,020 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	13,055,904 < 221,222,488 >	489,980 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	12,829,921 < 162,651,642 >	333,419 < 122,648,492 >			
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008』(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進				

業績指標	項目	基準						実績
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
各重要窃盗犯の検挙率	重要窃盗犯(%)	46.3	52.7	52.9	51.8	47.9	50.2	49.5
	侵入窃盗	50.1	55.9	55.5	56.2	51.9	53.7	53.3
	住宅対象	50.2	53.3	55.5	59.5	55.5	54.3	53.1
	自動車盗	40.1	41.5	45.8	36.1	36.5	40.2	33.8
	ひったくり	35.6	53.1	55.3	47.7	42.0	46.4	54.2
	すり	27.7	29.8	21.0	28.2	25.4	26.7	23.7
	23年度は暫定値 (24年4月捜査第一課作成)							
[事例] 元暴力団組員の男(46)がリーダーとなり、暴力団組員等で構成する日本人グループが東北・関東において、主に建設用重機を対象とした自動車盗を敢行し、ベトナム人グループが解体・コンテナ詰めした上、不正輸出するなどしていた窃盗事件等について、23年7月までに、17都府県下にわたる自動車盗等約740件(被害総額約22億3,000万円相当)、首魁を含む被疑者78人を検挙し、窃盗組織を壊滅させた。								
達成状況:	達成目標	侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率を向上させる。						

参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
各重要窃盗犯の認知件数	重要窃盗犯(件)	270,904	234,343	207,288	194,886	175,743	216,633	164,564
	侵入窃盗	197,179	171,484	152,622	144,911	132,236	159,686	122,912
	住宅対象	114,568	101,520	87,920	79,378	71,514	90,980	64,988
	自動車盗	33,704	31,353	26,894	25,260	23,721	28,186	24,223
	ひったくり	26,926	22,059	19,612	17,706	13,878	20,036	11,789
	すり	13,095	9,447	8,160	7,009	5,908	8,724	5,640
23年度は暫定値 (24年4月捜査第一課作成)								
各重要窃盗犯の検挙件数	重要窃盗犯(件)	125,460	123,460	109,661	100,922	84,208	108,742	81,383
	侵入窃盗	98,726	95,910	84,776	81,388	68,213	85,803	65,465
	住宅対象	57,502	54,149	48,827	47,198	39,349	49,405	34,491
	自動車盗	13,523	13,014	12,327	9,107	8,666	11,327	8,196
	ひったくり	9,587	11,724	10,845	8,451	5,827	9,287	6,388
	すり	3,624	2,812	1,713	1,976	1,502	2,325	1,334
23年度は暫定値 (24年4月捜査第一課作成)								
各重要窃盗犯の検挙人員	重要窃盗犯(人)	17,667	16,689	15,328	15,260	14,292	15,847	14,444
	侵入窃盗	12,267	11,956	10,982	11,007	10,401	11,323	10,754
	住宅対象	4,744	4,431	4,154	4,221	3,996	4,309	3,922
	自動車盗	2,836	2,350	2,193	1,974	1,870	2,245	1,822
	ひったくり	1,613	1,481	1,253	1,455	1,088	1,378	1,065
	すり	951	902	900	824	933	902	803
23年度は暫定値 (24年4月捜査第一課作成)								

業績目標達成のために 行った施策	<p>情報分析支援システム(CIS - CATS)の活用 21年1月に情報分析支援システムの運用を開始し、重要窃盗犯の捜査に積極的に活用した。</p>
	<p>DNA型鑑定の積極的活用 DNA型鑑定を積極的に実施し、重要窃盗犯の捜査に活用した。</p>
	<p>DNA型データベースの活用 遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベースの活用を積極的に推進し、重要窃盗犯の捜査に活用した。</p>
	<p>自動車ナンバー自動読取システムの整備 通過する自動車ナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めた。</p>
	<p>合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。</p>

<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 について、重要窃盗犯の検挙率が、過去5年間の平均と比べ減少しているものの、前年度と比べ増加していることから、目標をおおむね達成した。</p>
<p>評価結果:</p>	<p>したがって、業績目標である「重要窃盗犯に係る捜査の強化」をおおむね達成したと認められる。</p>
<p>評価の結果の政策 への反映の方向性</p>	<p>依然として社会的反響の大きい重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払拭するため、情報分析支援システムの効果的活用を図るとともに、引き続き、DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、合同捜査及び共同捜査の推進等重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組を一層推進する。</p>

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
-----------------------------	--

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>「平成23年の犯罪情勢」(24年6月警察庁)</p>
--	-------------------------------

<p>政策所管課</p>	<p>捜査第一課、刑事企画課、犯罪鑑識官</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>
--------------	--------------------------	-----------------	-------------------------

平成23年度実績評価書

基本目標2 業績目標3

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化				
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	1,463,884 < 112,825,471 >	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	11,592,020 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	13,055,904 < 221,222,488 >	489,980 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	12,829,921 < 162,651,642 >	333,419 < 122,648,492 >			
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第7 治安再生のための基盤整備 1 人的・物的基盤の強化 2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充				

業績指標	業績指標	政治・行政をめぐる構造的不正事案(公職選挙法違反事件を除く。)の検挙状況						
	項目	基準						実績
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
	贈収賄(件)	71	40	58	30	36	47	41
	談合・競売入札妨害(件)	44	28	21	10	10	23	20
	あっせん利得処罰法違反(件)	1	0	0	0	0	0	2
	政治資金規正法違反(件)	1	0	0	0	1	0	4
	合計(件)	117	68	79	40	47	70	67
	(24年4月捜査第二課作成)							
	【事例】 大石田町長(75)は、19年8月頃、土木建設会社代表取締役から、請託を受けて同町発注の指名競争入札の指名業者から特定業者を除外し、同土木建設会社による落札を容易にしたことの報酬として、現金100万円を收受した。23年9月、同町長を受託収賄罪で逮捕した(山形)。							
政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況(検挙事件数及び検挙事例)	経済的不正事案(金融・不良債権関連事犯)の検挙状況							
		基準						実績
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
	融資過程における事犯(件)	24 (12)	20 (15)	21 (11)	50 (42)	40 (32)	31 (22)	45 (36)
	債権回収過程における事犯(件)	26 (21)	11 (7)	11 (8)	3 (3)	6 (3)	11 (8)	15 (15)
	その他金融機関役員による事犯(件)	63 (0)	49 (0)	46 (0)	48 (0)	33 (0)	48 (0)	29 (0)
合計(件)	113 (33)	80 (22)	78 (19)	101 (45)	79 (35)	90 (31)	89 (51)	
(24年4月捜査第二課作成)								
括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。 「18～22年度(平均)」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が合計と必ずしも一致しない。								
【事例】 不動産会社の代表取締役である被疑者(40)らは、21年2月から同年9月までの間、銀行に対して、偽造した確定申告書や内容虚偽の決算報告書等を提出して、事業資金名下に現金合計約6,310万円を詐取した。23年11月、被疑者2名を有印公文書偽造・同行使、詐欺罪で逮捕した(宮城)。								
達成状況:		達成目標	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙を推進する。					

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年
	公務員による知能犯罪の検挙人員	検挙人員(人)	252	199	218	187	180	207	201
		(23年4月刑事企画課作成) 「公務員」とは、国会議員、首長、各種議会議員、警察職員及びその他の公務員をいう。							
参考事例	藤枝市都市計画係長(53)は、17年10月頃から19年1月頃までの間、前後11回にわたり、支出事務担当者に対し、真実は工事は施工されておらず、工事請負費等を支払う必要はないにもかかわらず、工事が施工されたように装い、ねつ造の請求書を添付した支出命令票等を提出し、合計約753万円を詐取した。23年6月、同係長を詐欺罪で逮捕した(静岡)。								

<p>業績目標達成のために 行った施策</p>	<p>政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施 贈収賄事件等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、情報収集や捜査体制の確立等に関する先進的な取組の導入を図るなどして、検挙実績向上に向けた対策を強化した。</p> <p>-----</p> <p>経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施 企業犯罪等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、関係機関等との人事交流を推進した。</p> <p>-----</p> <p>全国会議の開催 全国の捜査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の捜査における課題等について協議や検討を行った。</p>
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、政治・行政をめぐる構造的不正事案及び経済的不正事案の検挙事件数が、過去5年間の平均と比べ減少しているものの、前年度と比べ増加しており、自治体の首長による収賄事件等、社会的反響の大きい事件を検挙していることから、政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙を推進するという目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標である「政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化」をおおむね達成したと認められる。</p>
<p>評価結果:</p>	<p>今後社会的反響の大きな事件の検挙に努めながら、政治・行政・経済の構造的不正事案の実績向上に向けた対策を強化する。具体的には、 各種情報の収集・分析の向上 捜査体制の見直し、整備 捜査員の育成・確保 等を引き続き推進する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成23年の犯罪情勢」(24年6月警察庁)</p>
<p>政策所管課</p>	<p>捜査第二課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>

平成23年度実績評価書

基本目標2 業績目標4

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化				
業績目標の説明	振り込め詐欺(注1)の犯行手口は日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。 (注1)いわゆるオレオレ詐欺(電話を利用して親族等を装い、交通事故示談金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺又は脅し取る恐喝)、架空請求詐欺(郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺又は脅し取る恐喝)、融資保証金詐欺(実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺)及び還付金等詐欺(税金還付等に必要の手続きを装って被害者に現金自動預払機(ATM)を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺)				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	1,463,884 < 112,825,471 >	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	11,592,020 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	13,055,904 < 221,222,488 >	489,980 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	12,829,921 < 162,651,642 >	333,419 < 122,648,492 >			
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 3 振り込め詐欺対策の強化				

業績指標	項目	基準						実績 23年度
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	
振り込め詐欺の発生状況(認知件数及び被害総額)	認知件数(件)	17,394	20,116	17,173	6,719	6,231		6,184
	被害総額(億円)	232.0	287.4	224.7	86.4	103.4		131.3
23年度は暫定値 22年以降の被害総額は、キャッシュカード等受取型のアレオレ詐欺におけるATMからの引出(窃取)額を含む。		(24年4月捜査第二課作成)						
達成状況:	達成目標	振り込め詐欺の認知件数及び被害総額を前年度よりも減少させる。						
業績指標	項目	基準						実績 23年度
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	
振り込め詐欺の検挙状況(検挙件数及び検挙人員)	検挙件数(件)	3,051	3,022	5,397	5,430	4,299		4,240
	検挙人員(人)	653	423	943	778	717		703
23年度は暫定値		(24年4月捜査第二課作成)						
達成状況:	達成目標	振り込め詐欺の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均値より増加させる。						

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度
振り込め詐欺の検挙率	検挙率(%)		17.5	15.0	31.4	80.8	69.0	31.3	36.7
		23年度は暫定値	(24年4月捜査第二課作成)						

業績目標達成のために 行った施策	<p>総合的な振り込め詐欺対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進した。 振り込め詐欺の被害件数は減少傾向にあるものの、依然として予断を許さない状況にあることを踏まえ、撲滅に向けた機運を再醸成すべく官民一体となった抑止対策を推進した。
	<p>関係警察相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 各道府県警察の首都圏における基礎捜査に従事させるため、警視庁に置かれた「振り込め詐欺首都圏派遣捜査専従班」を活用し、関係警察相互の連携を図った。 捜査活動と予防活動との連携を強化するために各都道府県警察に設置された、「司令塔」を対象とした全国会議を開催し、各都道府県警察が行っている施策についての情報共有を図るとともに、振り込め詐欺対策における留意点等を指示した。
	<p>広報啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯教室や巡回連絡等の機会、テレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進した。 また、犯人がなりすまそうとする子や孫の世代に対しても積極的に働き掛け、自らの両親や祖父母とコミュニケーションをとり、生活状況等の情報を共有したり、「合言葉」を決めておくことを勧めるなど、「家族の絆」の醸成による複線的な被害防止を推進した。

	<p>振り込め詐欺対策のための資機材の整備 振り込め詐欺の捜査活動を効果的に推進するための各種装備資機材等、振り込め詐欺対策に必要な資機材を整備した。</p> <p>犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進 振り込め詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律や携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律を適用するなどして、積極的に検挙を図った。</p>
--	---

<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、前年度の値と比べ、認知件数は0.8パーセント減少したものの、被害総額は27.0パーセント増加したことから、目標の達成が十分とは言い難い。 業績指標 についても、過去5年間の平均と比べ、検挙人員は19.0パーセント増加したものの、検挙件数は46.5パーセント減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。 したがって、業績目標である「振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」については、目標の達成が十分とは言い難いと認められる。</p>
<p>評価結果:</p>	
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>振り込め詐欺の被害総額が増加した理由としては、首都圏を中心とした、高齢者が被害者の大部分を占めるオレオレ詐欺の発生、特に、1件当たりの平均被害額が約400万円と高額な「現金受取型」のオレオレ詐欺の増加(前年度比+678件)が原因の一つである。 また、余罪件数の多い架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の認知件数が、近年、大幅に減少していることに加え、警察としては、平均被害額が高額な「現金受取型」のオレオレ詐欺に、取締の重点を指向しているため、その結果として検挙件数が減少している。 また、近年、振り込め詐欺だけでなく、未公開株、社債等の有価証券、外国通貨等の売買勧誘をめぐる詐欺等、振り込め詐欺と同様に匿名性・非面接性を担保して取行される詐欺が全国的に多発し、大きな被害が発生している。 このように、振り込め詐欺等をめぐる情勢は依然として予断を許さない状況にあることから、今後は、被害抑止に資するべく、「振り込め詐欺対策室」及び各都道府県警察の「司令塔」の下で、「現金受取型」のオレオレ詐欺の増加を踏まえ、「たまされた振り作戦」による現場検挙、突き上げ捜査による上位被疑者の検挙、犯行拠点の摘発等、現に犯行を繰り返す犯行グループの摘発に向けた取締活動を徹底するとともに、「家族の絆」の醸成による被害防止対策、「留守番電話作戦」、コールセンターや防犯ボランティア団体等を活用した注意喚起、金融機関等における声掛け等、官民一体となった被害予防対策を推進する。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成23年の犯罪情勢」(24年6月警察庁)</p>
----------------------------------	-------------------------------

<p>政策所管課</p>	<p>捜査第二課、生活安全企画課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>
--------------	----------------------	-----------------	-------------------------

平成23年度実績評価書

基本目標2 業績目標5

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進				
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	1,463,884 < 112,825,471 >	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	11,592,020 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	13,055,904 < 221,222,488 >	489,980 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	12,829,921 < 162,651,642 >	333,419 < 122,648,492 >			
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第7 治安再生のための基盤整備 2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充				

業績指標	業績指標	項目	基準						実績
	DNA型鑑定の活用状況(鑑定事件数及び効果的事例)	鑑定事件数(件)	18年	19年	20年	21年	22年	18~22年(平均)	23年
			11,819	21,189	30,074	35,402	41,192		36,370
		(24年4月犯罪鑑識官作成)							
	【事例1】 23年12月、福島県において発生した強盗致傷事件につき、捜査の過程で浮上した被疑者に由来する資料を採取・鑑定したところ、そのDNA型が、本件犯行現場に遺留されていた犯行用具(被害者を緊縛した結束バンド)から採取・鑑定した資料のDNA型と一致。所要の捜査を経て同人を逮捕した(福島)。 ----- 【事例2】 23年7月、山口県において発生した窃盗(空き巣)事件につき、捜査の過程で浮上した被疑者に由来する資料を採取・鑑定したところ、そのDNA型が、本件犯行現場で被疑者が物色したと認められる被害者所有の衣類から採取・鑑定した資料のDNA型と一致。所要の捜査を経て同人を逮捕した(山口)。								
	達成状況:	達成目標	DNA型鑑定の鑑定事件数の過去5年間の増加傾向を維持する。また、DNA型鑑定の効果的な活用を更に推進する。						
	業績指標	項目	基準						実績
	DNA型データベースの活用状況(活用件数及び効果的事例)	遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数(件)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度
			97	166	305	632	896		1,436
		被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数(件)	1,039	1,443	2,170	2,764	2,948		3,954
(24年4月犯罪鑑識官作成)									
18年度には、DNA型データベースの運用を開始した17年9月から18年3月までの間の件数を含む。 【事例1】 23年2月、長崎県において、道路交通法違反事件で検挙した被疑者から採取した資料のDNA型鑑定を実施し、遺留資料に係るデータベースに照会したところ、そのDNA型が、17年から18年にかけて福岡県において連続発生した強姦事件及び強制わいせつ事件に係る遺留資料のDNA型と一致。所要の捜査を経て同人を逮捕した(長崎)。 ----- 【事例2】 22年12月、熊本県において発生した強盗強姦事件につき、被害者の着衣及び身体から採取した資料のDNA型鑑定を実施し、被疑者資料に係るデータベースに照会したところ、DNA型の一致により被疑者が浮上。所要の捜査を経て同人を逮捕した(熊本)。									
達成状況:	達成目標	DNA型データベースの活用件数の過去5年間の増加傾向を維持する。また、DNA型データベースの効果的な活用を更に推進する。							

業績指標	項目	基準						実績
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	
		技術支援件数(件)	15,803	18,045	18,959	21,143	20,850	
(24年5月情報技術解析課作成)								
情報技術解析の活用状況(技術支援件数及び効果的事例)	<p>【事例1】 23年7月、海外動画配信サイトを利用したテレビドラマ違法配信による著作権法違反事件において、パソコン10台及びハードディスク17台にもなる押収品を解析して、犯罪を立証する上で重要な証拠資料を収集するなど事件の全容解明に貢献した(群馬)。</p> <p>-----</p> <p>【事例2】 23年9月、アリバイ会社経営者による地方税法違反事件において、被疑者がパソコンにドリルで10か所穴を開け罪証隠滅を図った案件で、重度に破損したパソコンからの情報抽出について相談がなされ、解析を実施。解析用資機材とノウハウを駆使してハードディスクドライブからの情報抽出に成功した(北海道)。</p>							
	達成状況:	達成目標	技術支援件数について、過去5年間の増加傾向を維持する。また、情報技術解析の効果的な活用を更に推進する。					

参考指標・参考事例	参考指標	なし
-----------	------	----

業績目標達成のために 行った施策	<p>科学捜査のための研究の推進 犯罪現場等におけるDNA型鑑定資料の採取方法に関する研究を行った。</p> <p>-----</p> <p>DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用の推進 各都道府県の鑑識課長及び科学捜査研究所(室)長を対象とした全国会議を開催し、DNA型鑑定及びデータベースの犯罪捜査への積極的活用を指示した。また、DNA型データベースの拡充を図るため、各都道府県警察に対し、23年2月から運用を開始した警察庁におけるDNA型鑑定への積極的な鑑定囑託を促し、同鑑定を推進した。</p> <p>-----</p> <p>DNA型鑑定基盤の整備 23年度中、北海道、埼玉、大阪及び福岡の4道府県警察に、大量の資料を同時に検査することが可能なフラグメントアナライザー(DNA型自動分析装置)5式を増強整備(大阪は2式、その他の道県は1式)した。また、24年度において、警察庁におけるDNA型鑑定体制強化のための職員を増員した(12人)。</p> <p>-----</p> <p>情報技術解析用資機材の増強、警察職員への研修及び関係機関との連携等、情報技術解析に係る取組を強化 電子機器等を解析するための資機材を整備・増強するとともに、電磁的記録解析等に関する専門知識・技術を習得させるための研修・訓練を実施した。また、デジタルフォレンジック連絡会やアジア太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催等を通じ、国内外機関との情報技術解析に係る情報共有を行った。</p>
---------------------	--

評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、23年の鑑定事件数は、18～22年に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の値(49,823件)との差が27.0パーセントであることから、目標の達成が十分とは言い難い。 業績指標 については、いずれの値も回帰直線上の値(遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数1,038件、被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数3,615件)を上回っていることから、目標を達成した。 業績指標 については、23年度の技術支援件数は、回帰直線上の値(22,917件)との差が2.5パーセントと同等の水準を維持していることから、目標を達成した。 したがって、業績目標である「科学技術を活用した捜査の更なる推進」をおおむね達成したと認められる。</p>
	<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p> <p>客観的証拠をもって事案を解明・立証する捜査を目指し、DNA型鑑定等科学技術を積極的に取り入れた捜査を一層推進するとともに、客観性の高い証拠を収集・確保するために必要な人的・物的基盤の充実・強化に努める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「捜査官」(23年11月警察庁)
---------------------------	------------------

政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間
-------	---------------	----------	------------------

平成23年度実績評価書

基本目標2 業績目標6

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	被疑者取調べの適正化の更なる推進				
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	1,463,884 < 112,825,471 >	489,980 < 119,561,384 >	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	11,592,020 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	13,055,904 < 221,222,488 >	489,980 < 159,285,425 >		
執行額(千円)	12,829,921 < 162,651,642 >	333,419 < 122,648,492 >			
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第7 治安再生のための基盤整備 1 人的・物的基盤の強化				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(以下「適正化規則」という。)に定める監督対象行為の確認件数	確認件数(件)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度
						29	30		27
	達成状況:		達成目標	適正化規則に定める監督対象行為の確認件数を減少させる。					
	業績指標	項目	基準					実績	
	取調べの適正を担保するための取調べ室の机の固定化及び遮蔽板の整備状況	全国の取調べ室数(室)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度
		机の固定化済み取調べ室数(室)				10,373	11,815		11,886
		机の固定化率(%)				86.1	97.6		97.6
		遮蔽板設置済み取調べ室数(室)				10,647	11,652		11,732
		遮蔽板の設置率(%)				88.4	96.3		96.3
23年度実績は、23年12月末現在のもの。		(24年4月刑事企画課作成)							
達成状況:		達成目標	事務機の固定化及び遮蔽板の整備率を100%にする。						
業績指標	実績								
捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修の実施状況(実施件数及び事例)	<p>取調べの適正化を確保するための制度、供述の任意性・信用性を確保するための具体的手法を習得させるため、23年度に、都道府県警察に対して、警察庁において教科課程基準を示し、取調べに従事する警部補以下の捜査員を対象とした取調べ技能専科教養の実施を促したところ、22年度は10府県のみにおいて実施されていた専科教養が、23年度は、すべての都道府県警察において実施された。</p> <p>また、警察大学校及び各管区警察学校で実施されている取調べ専科についても、例年通り実施しており、被疑者取調べの適正化を図るため、学校教養、巡回教養等各種研修の機会を活用して、捜査員に対する講義等を実施した。</p>								
達成状況:		達成目標	全都道府県警察において取調べ技能専科を実施するなど、捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修を推進する。						

参考指標・参考事例	参考指標	なし
-----------	------	----

業績目標達成のために 行った施策	被疑者取調べ監督に係る実地点検及び指導の強化 被疑者取調べ監督制度が各都道府県警察で斉一性を保ちながら適切に運用されることを目的として、延べ50警察本部及び107警察署に対して、警察庁職員及び管区警察局長職員による実地点検及び指導を実施した。
	取調べ室の机の固定化及び遮蔽板の整備 各都道府県警察に対する巡回業務指導を強化し、早期に、取調べ室の施設整備を推進するよう指導を実施した。
	研修(取調べ専科等)等の実施 警察大学校及び管区警察学校において、各都道府県警察の刑事指導業務を担当している者等に対し、取調べに関するより専門的な知識・技術を習得させることを目的とした「取調べ専科」等を実施した。 また、各都道府県警察においては、警察庁から示された教科課程基準を基に、実際に取調べに従事する警部補以下の捜査員を対象とした取調べ技能専科を実施した。

<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p> <p>評価結果:</p> <p>評価の結果の政策 への反映の方向性</p>	<p>業績指標 については、前年度と比べ、監督対象行為の確認件数が減少したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、ほぼ施設整備を完了し、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標 については、被疑者取調べの適正化を図るようあらゆる機会を通じた研修を実施したことから、目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標である「取調べの適正化の更なる推進」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>取調べ室の施設整備関係は、一応の目処がついたが、取調べにおける不適正事案は発生していることから、捜査部門が取調べの適正化に関する巡回業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門が警察組織内部におけるチェック機能としての役割を十分に果たすことにより、引き続き、被疑者取調べの適正化に向けた取組みを行う必要がある。</p>		
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」(24年3月国家公安委員会・警察庁)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>刑事企画課、総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>

平成23年度実績評価書

基本目標3 業績目標1

基本目標	組織犯罪対策の強化				
業績目標	暴力団の存立基盤の弱体化				
業績目標の説明	暴力団は、組織の威力を利用し、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りを強化するなど暴力団の資金源を封圧する対策に重点的に取り組むとともに、社会全体での暴力排除活動を推進し、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	93,041 < 112,825,471 >	61,289 < 119,561,384 >	70,345 < 103,367,889 >	81,730 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	0 < 107,562,403 >	5,345 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	93,041 < 221,222,488 >	66,634 < 159,285,425 >	70,345	81,730
執行額(千円)	63,892 < 162,651,642 >	47,437 < 122,648,492 >			
上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 1 暴力団対策等				

業績指標	業績指標	基準							実績
	暴力団構成員及び準構成員(以下「暴力団構成員等」という。)の検挙人員	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
		検挙人員(人)	27,608	27,086	25,730	26,842	25,513		25,783
		23年度は暫定値							(24年4月暴力団対策課作成)
	達成状況:	達成目標	暴力団構成員等の検挙人員を前年より増加させる。						
	業績指標	基準							実績
	暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年
		適用件数(注1)(件)	57	67	84	113	126	89	111
		没収保全額(万円)	82	1,941	23,180	1,440	5,408	6,410	3,015
	注1:法人等経営支配(組織的犯罪処罰法第9条)、隠匿(同法第10条)、收受(同法第11条)、及び起訴前没収保全命令(同法第23条)の合計数							(24年4月暴力団対策課作成)	
	達成目標	暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法第9条(法人等経営支配)、第10条(犯罪収益等隠匿)、第11条(犯罪収益等收受)及び第23条(起訴前の没収保全命令)の適用件数並びに没収保全額を過去5年間の平均より増加させる。							
	達成状況:								
業績指標	基準							実績	
地方自治体が行う公共事業等の入札参加資格基準等における暴力団排除条項の整備率	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年	
	整備率(%)					12.8		24.6	
	23年度は暫定値							(24年4月暴力団対策課作成)	
達成目標	全地方自治体のうち、公共事業の入札参加資格基準を始めとするあらゆる契約にいわゆる密接交際規定を含む暴力団排除条項の整備を行っている自治体の割合を向上させる(目標整備率50%以上)。								
達成状況:									
業績指標	基準							実績	
公共工事における暴力団排除件数	項目	18年	19年	20年	21年	22年	20～22年(平均)	23年	
	排除件数(件)			109	349	106	188	194	
	23年度は暫定値							(24年4月暴力団対策課作成)	
達成目標	公共工事における警察からの通報による暴力団排除件数を過去3年間の平均より増加させる。								
達成状況:									
参考指標	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)に係る行政命令の発出件数	中止命令(件)	2,488	2,427	2,270	2,119	2,130	2,287	2,064
		再発防止命令(件)	128	110	86	65	85	95	93
		防止命令(件)			3	0	8	4	5
		禁止命令(件)			61	30	8	33	14
事務所使用制限命令(件)	0	0	0	0	0	0	27		
(24年4月暴力団対策課作成)									

	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	23年	
	暴力団事務所撤去等の件数	撤去等の件数(件)	200	188	155	142	133	164	123	
			(24年4月暴力団対策課作成)							
業績目標達成のために 行った施策	<p>暴力団犯罪の取締りの強化 暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進した。</p> <hr/> <p>暴力団対策法の的確かつ積極的・効果的な活用 暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令等の効果的発出のほか、指定暴力団員の威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償責任規定の積極的な適用の支援を図るなど、暴力団対策法を的確かつ積極的・効果的に活用した。</p> <hr/> <p>暴力団と共生する者の実態解明と取締りの強化 暴力団の資金獲得活動に協力している共生者の実態解明を促進するため、暴力団の活動実態に係る情報の収集・集約及び分析を推進するとともに、その結果に基づく共生者の取締りを推進した。</p> <hr/> <p>暴力団を相手方とする民事訴訟等の支援 都道府県暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」という。)及び単位弁護士会民事介入暴力対策委員会(以下「民暴委員会」という。)と連携して暴力団を相手方とする民事訴訟等に対する支援を積極的に推進した。</p> <hr/> <p>暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用 暴力団員の長期隔離や資金剥奪のため、組織的犯罪処罰法の積極的な適用を推進した。</p> <hr/> <p>19年7月の第9回犯罪対策閣僚会議で報告された企業指針の普及啓発 関係省庁と連携し、企業活動から暴力団等の反社会的勢力を効果的に排除する仕組みを構築するとともに、各種会議において、普及・啓発活動を推進した。</p> <hr/> <p>各種暴力団排除活動の推進 不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策・企業対象暴力対策、暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策及び暴力団への加入防止を関係機関と連携し、推進した。</p> <hr/> <p>行政機関、業界団体等との連携強化 関係省庁と連携し、公共工事を含めたあらゆる公共事業等からの暴力団排除を推進したほか、地方公共団体の発注する工事や民間工事等においても同様の措置が講じられるよう、関係省庁と共に地方公共団体、業界団体等に対しての働き掛けを実施した。</p>									
	評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、前年度と比べ、暴力団構成員等の検挙人員が増加していることから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、没収保全額は目標の達成が十分とは言い難いものの、適用件数は目標を達成したことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標 については、整備率が前年より11.8ポイント増加し、24.6パーセントとなったものの、目標の整備率50パーセントには達しなかったことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標 については、過去3年間の平均と比べ、公共工事における警察からの通報による暴力団排除件数が増加していることから、目標を達成した。</p> <p>また、一極集中化する山口組とそれを支える弘道会に対する集中した取締りを実施し、中枢幹部を数多く検挙するなどしたほか、暴力団対策法に係る中止命令等の行政命令の発出、暴力団事務所等の撤去等を積極的に推進した。</p> <p>したがって、業績目標の「暴力団の存立基盤の弱体化」はおおむね達成したと認められる。</p> <p>しかしながら、暴力団は、銃器や爆発物等を用いた対立抗争事件やその意に沿わない事業者等に対する凶悪事件を敢行しており、その多くが未検挙となっている。また、企業活動を仮装した資金獲得活動を活発化させたり、各種公的給付制度等を悪用した詐欺事件等を敢行するなど、資金獲得活動の多様化・巧妙化を図っている。</p>								
		評価の結果の政策 への反映の方向性	<p>近年の暴力団情勢は、山口組への一極集中が顕著となっており、その弱体化を図る必要があることから、引き続き、山口組・弘道会を支える中枢幹部やその資金源となっている暴力団関係企業の取締りを徹底することとする。また、銃器発砲や爆発物等を用いた対立抗争事件や事業者等を対象とした銃器発砲事件等が相次いで発生しており、社会にとって大きな脅威となっていることから、24年度予算において認められた各種資機材を有効に活用するなどし、これら事件の早期検挙と抑止を図ることとする。さらに、社会全体での暴力団排除を推進するための基盤を整備として、事業者等に対する保護対策の強化と暴力団情報の積極的かつ適切な部外への提供をより一層推進していくこととする。</p>							
	学識経験を有する者の 知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。								
	政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>「平成23年の暴力団情勢」(24年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課)</p> <p>「犯罪収益移転防止管理官(JAFIC)年次報告書(平成23年)」(24年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)</p>								
	政策所管課	暴力団対策課、企画分析課			政策評価実施時期		23年4月から24年3月までの間			

平成23年度実績評価書

基本目標3 業績目標2

基本目標	組織犯罪対策の強化				
業績目標	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化				
業績目標の説明	我が国で乱用されている薬物の多くが海外から流入し、密売されていることから、その供給を遮断するため、薬物の密輸・密売にかかわる組織の弱体化につながる取締りを強化する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	93,041 < 112,825,471 >	61,289 < 119,561,384 >	70,345 < 103,367,889 >	81,730 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	0 < 107,562,403 >	5,345 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	93,041 < 221,222,488 >	66,634 < 159,285,425 >	70,345	81,730
執行額(千円)	63,892 < 162,651,642 >	47,437 < 122,648,492 >			
上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 4 薬物対策の推進				

業績指標	業績指標	基準						実績	
	薬物事犯の検挙人員		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
		検挙人員(人)	13,878	15,234	13,855	15,312	14,060	14,468	13,842
	23年度は暫定値		(24年4月薬物銃器対策課作成)						
	達成状況:	達成目標	薬物事犯の検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。						
	業績指標	基準						実績	
	営利目的による薬物事犯の検挙人員		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
		検挙人員(人)	771	792	780	975	799	823	828
	23年度は暫定値		(24年4月薬物銃器対策課作成)						
	達成状況:	達成目標	営利目的による薬物事犯の検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。						
	業績指標	基準						実績	
	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年
適用件数(件)		50	45	64	45	40	49	30	
うち第5条(輸入等)		40	38	52	35	31	39	22	
うち第6条(隠匿)		5	5	10	5	8	7	8	
うち第7条(收受)		5	2	2	5	1	3	0	
没収保全額(万円)(注)	1,043	4,503	2,334	2,922	3,359	2,832	1,168		
注:没収保全額には、外貨及び財物は含まない。		(24年4月薬物銃器対策課作成)							
【事例】 23年8月、宅配便で覚醒剤を仕入れ、小分けにして客である船員らに手渡す方法により、業として覚醒剤を密売していた男らを覚せい剤取締法違反(営利目的所持等)で検挙した。さらに、その後の捜査によって同人らを麻薬特例法違反(業としての覚醒剤譲渡)で追送致するとともに、同人らが覚醒剤等の密売で得た薬物犯罪収益と特定した預金債権約200万円に対して起訴前の没収保全命令の発出を受けた(千葉)。									
達成目標	麻薬特例法第5条(業として行う不法輸入等)、第6条(薬物犯罪収益等隠匿)、第7条(薬物犯罪収益等收受)及び第19条第3項(起訴前の没収保全命令)の適用件数並びに没収保全額を過去5年間の平均より増加させる。								
達成状況:									
参考指標		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度	
薬物事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員とその割合	検挙人員(人)	6,618	7,323	6,549	7,424	6,852	6,953	7,241	
	割合(%)	47.7	48.1	47.3	48.5	48.7	48.1	52.3	
23年度は暫定値		(24年4月薬物銃器対策課作成)							

業績目標達成のために 行った施策	<p>薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化 薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領や幹部を対象とした通信傍受の実施、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化した。</p>
	<p>末端乱用者に対する取締りの強化 薬物の需要根絶の観点から、単純所持、単純使用等の末端乱用者に対する取締りを強化するとともに、中学校、高校、大学等における薬物乱用防止教室・講習会の開催、企業等における薬物乱用根絶に向けた取組の支援等を行った。</p>
	<p>薬物事犯取締活動強化月間の実施 23年5月9日からの1か月間を薬物事犯取締活動強化月間に設定して、関係部門が連携した取締りを実施した。</p>
	<p>薬物事犯捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施 薬物事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロール・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行った。</p>
	<p>密輸・密売対策用装備資機材の整備 23年度において、薬物密売組織等の実態解明と検挙を推進するための装備資機材等を整備した。</p> <p>国内関係機関との連絡会議、外国の取締り機関との情報交換等による水際対策の強化 国内関係機関との連絡会議及び人事交流並びに外国の取締り機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。</p>

評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、薬物事犯の検挙人員が減少していることから、目標の達成が十分であるとは言い難い。 業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、営利目的による薬物事犯の検挙人員が増加していることから、目標を達成した。 業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、麻薬特例法第6条の適用件数は増加しているものの、第5条及び第7条の適用件数並びに第19条に基づく没収保全額が減少していることから、目標の達成が十分であるとは言い難い。 したがって、業績目標である「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」の達成は十分とは言い難いと認められる。 これらの背景には、密輸・密売組織が首領の下で役割を細分化するとともに、組織防衛を徹底していることや、犯罪組織による薬物犯罪収益の隠匿手口が巧妙化していること等があると考えられる。 一方で、23年は、インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙件数が増加し、覚醒剤密輸入事件の検挙人員、押収量とも増加するなど、薬物密輸・密売組織に対する諸対策を強力に推進したことによる一定の成果がみられた。</p>
	<p>評価結果：</p>
	<p>評価の結果の政策への反映の方向性 末端乱用者の徹底検挙から突き上げ捜査を徹底し、薬物密輸・密売組織の壊滅及び実態解明を推進するとともに、当該組織における薬物犯罪収益の解明による没収額を増加させることにより、これらの薬物密輸・密売組織に打撃を与える。 また、引き続きこれらの組織に対する捜査を効果的に推進するための装備資機材の充実等を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成23年中の薬物・銃器情勢」(24年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課)
---------------------------	---

政策所管課	薬物銃器対策課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間
-------	---------	----------	------------------

平成23年度実績評価書

基本目標3 業績目標3

基本目標	組織犯罪対策の強化				
業績目標	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化				
業績目標の説明	暴力団等の犯罪組織が依然として拳銃を組織的に管理し、銃器発砲事件を引き起こしていることから、これら組織からの拳銃の押収を図るとともに、拳銃等に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化して暴力団等犯罪組織の弱体化を図り、銃器に係る脅威から国民の生命、身体の安全を確保する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	93,041 < 112,825,471 >	61,289 < 119,561,384 >	70,345 < 103,367,889 >	81,730 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	0 < 107,562,403 >	5,345 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	93,041 < 221,222,488 >	66,634 < 159,285,425 >	70,345	81,730
執行額(千円)	63,892 < 162,651,642 >	47,437 < 122,648,492 >			
上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 3 銃器対策の推進				

業績目標	業績指標	基準						実績	
	暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度	
		暴力団等(件)	40	36	29	22	19	29	31
		対立抗争(件)	6	6	3	1	1	3	9
	23年度は暫定値 (24年4月薬物銃器対策課作成)								
	達成状況:	達成目標	暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数を過去5年間の平均より減少させる。						
	業績指標	基準						実績	
	暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度	
		検挙人員(人)	181	152	136	117	86	134	95
		23年度は暫定値 (24年4月薬物銃器対策課作成)							
達成状況:	達成目標	拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の暴力団構成員等の検挙人員を過去5年間の平均より増加させる。							
業績指標	基準						実績		
暴力団構成員等からの拳銃の押収丁数	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度		
	押収丁数(丁)	186	247	146	146	93	164	117	
	23年度は暫定値 (24年4月薬物銃器対策課作成)								
達成状況:	達成目標	暴力団構成員等からの拳銃の押収丁数を過去5年間の平均より増加させる。							

参考指標	参考指標	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度	
	銃器発砲事件の発生件数	発砲件数(件)	63	52	43	38	31	45	45
		うち暴力団以外(不明)(件)	23	16	14	16	12	16	14
		23年度は暫定値 (24年4月薬物銃器対策課作成)							
	参考指標	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度	
	拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件検挙人員	検挙人員(人)	287	248	220	190	166	222	152
		うち暴力団構成員等以外(人)	106	96	84	73	80	88	57
		23年度は暫定値 (24年4月薬物銃器対策課作成)							
	参考指標	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度	
	拳銃の押収丁数	押収丁数(丁)	447	562	470	426	391	459	391
うち暴力団構成員等以外(丁)		261	315	324	280	298	296	274	
23年度は暫定値 (24年4月薬物銃器対策課作成)									

業績目標達成のために 行った施策	<p>犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発の強化 暴力団等犯罪組織の首領や幹部に焦点を当て、突き上げ捜査を徹底するなどして、犯罪組織の壊滅に向けた銃器摘発を強化した。</p>
	<p>拳銃取締り特別強化月間の実施 23年10月を拳銃取締り特別強化月間に設定して、組織の総合力を発揮した取締りを実施した。</p>
	<p>銃器事犯捜査に関する知識及び技能の習得を目的とした研修の実施 銃器事犯捜査に従事する者を対象として、事件指揮、通信傍受、コントロールド・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を実施した。</p>
	<p>拳銃110番報奨制度の実施 20年5月から実施している拳銃110番報奨制度について、各都道府県警察による積極的な広報を実施し、23年中は、同制度を活用して8丁の拳銃を押収した。</p>
	<p>銃器摘発用装備資機材の整備 23年度予算において、潜在化・巧妙化する銃器犯罪に対する捜査力の強化を図るため、ファイバースコープ及び地中拳銃検索装置等の捜査資機材を配備するとともに、同資機材を活用した銃器の押収を推進した。</p> <p>国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化 国内関係機関との連絡会議及び外国の取締機関との情報交換を実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。</p>

評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数が増加していることから、目標の達成が十分とは言い難い。 業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員が減少していることから、目標の達成が十分とは言い難い。 業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、暴力団構成員等からの拳銃押収丁数が減少していることから、目標の達成が十分とは言い難い。 したがって、業績目標である「銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化」の達成は十分とは言い難いと認められる。 しかし、業績指標 及び については、過去5年間の平均を上回ることはできなかったものの、前年を上回っており、各種施策を推進した結果が現れているものと考えられる。 暴力団構成員等による拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員並びに押収丁数の減少傾向については、暴力団等の組織防衛の強化により、拳銃に係る情報を入手することが難しくなるとともに、拳銃の隠匿手口が巧妙化、隠匿場所が分散化していることが原因と考えられることから、拳銃の徹底した捜索の実施等、対策を強化する必要がある。</p>
	<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p> <p>暴力団等犯罪組織による銃器犯罪に対する取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。 特に、暴力団等の組織防衛の強化や拳銃の隠匿手口の巧妙化、隠匿場所の分散化に対しては、拳銃に係る情報収集の強化、拳銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要があることから、拳銃110番報奨制度の更なる活用、装備資機材の充実等を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成23年中の薬物・銃器情勢」(24年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課)
---------------------------	---

政策所管課	薬物銃器対策課、暴力団対策課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間
-------	----------------	----------	------------------

平成23年度実績評価書

基本目標3 業績目標4

基本目標	組織犯罪対策の強化				
業績目標	来日外国人犯罪対策の強化				
業績目標の説明	来日外国人犯罪については、犯罪のグローバル化という質的变化が生じており、その情勢は依然として厳しいことから、これら犯罪のグローバル化等に適切に対応するため、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明や取締りを推進し、来日外国人犯罪対策を強化する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	93,041 < 112,825,471 >	61,289 < 119,561,384 >	70,345 < 103,367,889 >	81,730 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	0 < 107,562,403 >	5,345 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	93,041 < 221,222,488 >	66,634 < 159,285,425 >	70,345	81,730
執行額(千円)	63,892 < 162,651,642 >	47,437 < 122,648,492 >			
上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	<p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定)</p> <p>第3 国際化への対応</p> <p>2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備</p> <p>4 国際組織犯罪対策 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進 国際犯罪組織に対する捜査体制の整備</p>				

業績指標	業績指標	実績							
	グローバル化事犯(世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化又は犯罪行為の世界的展開といった犯罪のグローバル化の特徴が表れている犯罪)及び外国人犯罪を助長する犯罪(地下銀行による不正送金、偽装結婚、偽装認知、旅券・外国人登録証明書等偽造、不法就労助長等)の検挙状況(事例)	<p>[事例] ウガンダ人、ナイジェリア人らグループによる広域自動車盗等事件 平成21年1月から22年9月までの間、関東地区において発生したクレーン付きトラックを対象とした自動車盗等事件で、23年10月までに、ウガンダ人15人、ナイジェリア人1人及び日本人40人を窃盗、盗品等有償譲受け等で逮捕するとともに、1都4県に及び自動車盗、出店荒し、部品ねらい等合計約1,600件(被害総額約19億4,000万円)を解明した。 同事件では、首謀者であるウガンダ人が、日本人の窃盗グループにトラック、ワゴン車等を窃取させ、自らが経営する千葉県内のヤード等へ搬入させて解体後、不正にウガンダ等へ輸出していた(千葉・山形・警視庁・神奈川・茨城)。</p>							
	達成状況:	達成目標	国際犯罪組織の取締りを推進する。						
	業績指標	項目	基準					実績	
	犯罪インフラ事犯のうち、地下銀行による不正送金、偽装結婚、偽装認知、旅券・外国人登録証明書等偽造及び不法就労助長の検挙件数及び検挙人員		18年	19年	20年	21年	22年	18~22年(平均)	23年
	検挙件数(件)	-	631	653	598	613		710	
	検挙人員(人)	-	967	972	933	1,017		1,047	
	(24年4月国際捜査管理官作成)								
	達成状況:	達成目標	前年より増加させる。						
	業績指標	項目	基準					実績	
国外逃亡被疑者等(注1)(うち外国人)の検挙・処罰件数(注2)及び事例		18年	19年	20年	21年	22年	18~22年(平均)	23年	
検挙件数	35	40	56	42	40		45		
処罰件数	1	9	4	0	5		2		
(24年4月国際捜査管理官作成)									
<p>注1:「国外逃亡被疑者等」とは、「日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者」をいう。 注2:「検挙・処罰件数」とは、「出入国審査で被疑者を発見し又は外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した件数及び外国に所在する被疑者に対して国外犯処罰規定が適用された件数」をいう。</p> <p>[事例] ブラジル人の男(31)らは、13年6月、東京都内のアパートで日本人男性を射殺し、その妻に重傷を負わせ、日本国外へ逃亡した。殺人等の容疑で国際手配等をするなど、ブラジル警察と緊密な情報交換を実施するなどしていたところ、23年10月、逃亡先のブラジルでブラジル警察に身体を拘束された(警視庁)。</p>									
達成状況:	達成目標	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙・処罰件数の増加傾向を維持する。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18~22年度(平均)	23年度
	来日外国人犯罪の 検挙人員、検挙件 数	総検挙人員(人)	18,207	15,545	13,594	13,123	11,390	14,372	9,896
		総検挙件数(件)	38,216	34,597	30,428	26,191	19,447	29,776	17,070
23年度は暫定値 (24年4月国際捜査管理官作成)									

参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度
来日外国人犯罪 罪種別検挙件数	検挙件数(件)	26,063	24,927	22,700	19,075	14,040	21,361	12,364
	凶悪犯	256	211	192	186	156	200	130
	粗暴犯	792	846	859	823	850	834	836
	窃盗犯	21,767	20,493	18,862	14,982	10,525	17,326	9,070
	知能犯	665	941	653	1,029	770	812	706
	風俗犯	99	86	84	79	99	89	91
	その他	2,484	2,350	2,050	1,976	1,640	2,100	1,531
23年度は暫定値 (24年4月国際捜査管理官作成)								
参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度
来日外国人犯罪の 共犯件数	刑法犯検挙件数(件)	26,063	24,927	22,700	19,075	14,040	21,361	12,364
	単独犯事件(件)	8,835	9,200	8,619	7,790	6,546	8,198	5,684
	共犯事件(件)	17,228	15,727	14,081	11,285	7,494	13,163	6,680
	比率(%)	66.1	63.1	62.0	59.2	53.4	61.6	54.0
	23年度は暫定値 (24年4月国際捜査管理官作成)							
参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	23年
国外逃亡被疑者等 の推移	国外逃亡被疑者数	833	817	775	845	879	830	847
	うち外国人	656	665	633	683	705	668	677
23年度は暫定値 (24年4月国際捜査管理官作成)								
参考事例	平成23年中に検挙した国外逃亡被疑者等は84人(うち外国人被疑者45人)である。 日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は11人(いずれも外国人被疑者)となっている。							

業績目標達成のために 行った施策	国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の取締り 積極的な取締りを行い、検挙事例から国際犯罪組織が日本国内及び海外に共犯者を置き、双方が連携しつつ日本国内を対象とした犯罪を敢行する実態を解明した。
	来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施 23年6月に上記月間を実施し、来日外国人犯罪の取締りを強化するとともに、不法滞在・不法就労防止のための広報啓発活動を積極的に実施した。
	外国人犯罪を助長する犯罪インフラへの対策の実施 地下銀行、偽装結婚、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りを徹底し、検挙件数、検挙人員とも前年より増加した。
	事前旅客情報システム(APIIS)及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用 法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と警察庁が保有している指名手配者等の情報を照合する等して事前旅客情報システム、外国人個人識別情報認証システムの円滑な活用を図った。
	各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化 23年12月に東アジア地域組織犯罪対策代表者会議・東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナーを開催する等、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を行った。
	国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施 警察大学校国際警察センターにおいて国際捜査を担当する警部及び警部補を対象に国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした研修を23年5月及び23年12月の2回実施した。

評価の結果 (目標の達成状況)	業績指標 については、全国警察を挙げてグローバル化事犯及び犯罪インフラ事犯に取り組んだ結果、構成員が多国籍にわたる犯罪組織を検挙しており、目標を達成した。 業績指標 については、前年の値を上回っており、目標を達成した。 業績目標 については、18～22年度の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の値(検挙件数46件、処罰件数4件)との差が、23年度の処罰件数は42.9パーセントであるものの、検挙件数は2.6パーセントと同等の水準を維持しており、また、ICPOLルートを通じた国際間捜査共助や国際海・空港における国外逃亡寸前での被疑者検挙等を推進していることから、目標をおおむね達成した。したがって、業績目標である「来日外国人犯罪対策の強化」をおおむね達成したと認められる。
	国内関係機関との連携を強化し、情報交換を活発に行うなどして、犯罪のグローバル化対策対象事犯の検挙及び国際犯罪組織の実態解明を推進していく。加えて外国の治安当局との捜査協力を積極的に行うことにより、国境を越えて犯罪を敢行する国際犯罪組織の情報収集に努め、国際犯罪組織の根絶のための取組を充実させていく。

学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「来日外国人犯罪の検挙状況(平成23年確定値)」(23年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官)
---------------------------	---

政策所管課	国際捜査管理官	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間
-------	---------	----------	------------------

平成23年度実績評価書

基本目標3 業績目標5

基本目標	組織犯罪対策の強化				
業績目標	犯罪収益対策の推進				
業績目標の説明	犯罪による収益(以下「犯罪収益」という。)は、組織的な犯罪を助長するために使用されるだけでなく、これが移転してしまうと、事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるほか、被害の回復に充てることが困難になることから、疑わしい取引の届出制度を活用するなどして、犯罪収益の移転を防止するとともに、その剥奪を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	93,041 - < 112,825,471 >	61,289 - < 119,561,384 >	70,345 - < 103,367,889 >	81,730 - < 127,337,069 >
	補正予算(b)	0 - < 107,562,403 >	5,345 - < 3,838,330 >	0 - < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 - < 834,614 >	0 - < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	93,041 - < 221,222,488 >	66,634 - < 159,285,425 >		
執行額(千円)	63,892 - < 162,651,642 >	47,437 - < 122,648,492 >			
上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> 3 振り込め詐欺対策の強化 第3 国際化への対応 <ul style="list-style-type: none"> 4 国際組織犯罪対策 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 <ul style="list-style-type: none"> 2 マネー・ローンダリング対策 第6 テロの脅威等への対処 <ul style="list-style-type: none"> 3 テロの手段を封じ込める対策の強化 				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績
	疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数	18年	19年	20年	21年	22年	19～22年(平均)	23年
		届出件数(件)	158,041	235,260	272,325	294,305	237,325	337,341
		提供件数(件)	98,629	146,330	189,749	208,650	164,453	234,836
	(24年4月犯罪収益移転防止管理官作成)							
	達成状況:	達成目標	疑わしい取引の届出件数及び捜査機関等への情報提供件数の増加傾向を維持する。					
	業績指標	項目	基準					実績
	疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年
		検挙した事件数(件)	50	99	175	337	239	570
		(24年4月犯罪収益移転防止管理官作成)						
	達成状況:	達成目標	疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数の増加傾向を維持する。					
	業績指標	項目	基準					実績
	組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数	組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条の適用件数						
		18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年
		適用件数(件)	134	177	173	226	205	183
9条(経営支配)		1	0	1	0	1	1	1
10条(隠匿)		91	137	134	172	139	135	150
11条(収受)	42	40	38	54	65	48	92	
(24年4月企画分析課作成)								
組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額	麻薬特例法第5条、第6条及び第7条の適用件数							
	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年	
	適用件数(件)	50	45	64	45	40	49	30
	5条(輸入等)	40	38	52	35	31	39	22
	6条(隠匿)	5	5	10	5	8	7	8
7条(収受)	5	2	2	5	1	3	0	
(24年4月薬物銃器対策課作成)								
起訴前の没収保全命令に基づく没収保全額	起訴前の没収保全命令に基づく没収保全額(万円)							
	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	23年	
	組織的犯罪処罰法	5,268	26,880	31,424	27,019	16,060	21,330	13,476
	麻薬特例法	1,043	4,503	2,334	2,922	3,359	2,832	1,168(注1)
	(24年4月企画分析課、薬物銃器対策課作成)							
注1:「18～22年(平均)」欄は、単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が合計と必ずしも一致しない。								
注2:23年は、表に示したほか、外貨5,000USD、普通乗用車3台、鍵1個の没収保全命令が発出された。								
達成状況:	達成目標	組織的犯罪処罰法(第9条、第10条、第11条及び第23条)及び麻薬特例法(第5条、第6条、第7条及び第19条第3項)の適用件数及び没収保全額を過去5年間の平均より増加させる。						

業績指標	項目	基準						実績
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	19～22年度 (平均)	23年度
外国FIU(注3)との 情報交換件数(注4)	情報交換件数(件)		104	120	123	173		235
			34	41	61	78		133
			35	56	37	65		66
			32	22	20	21		21
			3	1	5	9		15
(24年4月犯罪収益移転防止管理官作成)								
注3: Financial Intelligence Unit(資金情報機関)の略。「マネー・ロンダリング情報の受理・分析・提供を行う単一の政府機関」のことであり、金融機関等による疑わしい取引の届出に関する情報を犯罪捜査に有効に活用できるようにするため、各国が情報を一元的に集約・分析して捜査機関等に提供する機関として設置している。我が国のFIUは、JAFIC(Japan Financial Intelligence Center)との名称が国際的に通用している。								
注4: 情報交換件数は、JAFICから外国FIUに対する情報提供依頼件数、外国FIUからJAFICに対する情報提供依頼件数、外国FIUからJAFICに対する自発的情報提供件数、JAFICから外国FIUに対する自発的情報提供件数の合計を指すものとする。								
達成状況:		達成目標	外国FIUとの情報交換件数を増加させる。					

参考指標・参考事例	参考指標	なし
-----------	------	----

業績目標達成のために 行った施策	<p>疑わしい取引の届出制度についての特定事業者の理解と協力の確保 ウェブサイトによる広報を実施したほか、関係省庁と連携し、金融機関等の特定事業者を対象とする研修会において疑わしい取引の届出制度に関する説明を行うなど、周知活動を推進した。</p>
	<p>疑わしい取引に関する情報の分析の強化 FIUの機能強化のため、分析体制の強化と分析手法の高度化に努めるとともに、都道府県警察に対する教養を強化して分析能力の向上を図った。</p>
	<p>組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の積極的な適用 暴力団を始めとする犯罪組織から犯罪による収益を剥奪するため、犯罪組織の活動実態と資金獲得状況の把握に努め、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を積極的に適用した。</p>
	<p>FATF(注5)等国際的な枠組みへの積極的な参画と外国FIUとの連携の強化 FATF等マネー・ロンダリング対策を推進するための国際機関等の活動に積極的に参画したほか、外国FIUとの情報交換枠組みの設定に取り組み、積極的かつ迅速な情報交換を行った。</p>
注5: Financial Action Task Force(金融活動作業部会)の略。1989年(元年)のアルシュ・サミットにおいて、マネー・ロンダリング対策の推進を目的として設置された国際的な枠組みであり、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に関する国際的な基準の策定及び普及並びに国際協力の推進に指導的な役割を果たしている。	

評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、19～22年の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の値(疑わしい取引の届出件数351,449件、捜査機関等への情報提供件数254,209件)との差が、23年の疑わしい取引の届出件数は4.0パーセント、捜査機関等への情報提供件数は7.6パーセントと同等の水準を維持していることから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、23年の検挙事件数が、回帰直線上の値(486件)を上回っていることから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、組織的犯罪処罰法の適用件数は増加しているものの、麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額は減少していることから、目標の達成が十分とは言えない。</p> <p>業績指標 については、前年度と比べ、外国FIUとの情報交換件数が増加していることから、目標を達成した。</p> <p>このほか、マネー・ロンダリング、テロ資金供与防止のため、特定事業者による取引時の確認事項の追加等を内容とする、犯罪収益移転防止法の一部改正法が成立するなどしている。</p> <p>したがって、業績目標である「犯罪収益対策の推進」をおおむね達成したと認められる。</p>
	評価結果:
	<p>外国FIUとの緊密な連携を図りながら、犯罪収益移転防止法の規定に基づき届け出られた疑わしい取引に関する情報について、迅速かつ確かな分析を行う能力の向上を図っていくこととする。</p> <p>また、犯罪収益の没収保全に努めるとともに、組織的犯罪処罰法等の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用して、マネー・ロンダリングの関与者の検挙、犯罪収益の剥奪を徹底し、犯罪収益が犯罪活動や犯罪組織の維持・拡大に利用されること等の防止を図っていくこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「犯罪収益移転防止管理官(JAFIC)年次報告書(平成23年)」(24年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)
---------------------------	---

政策所管課	犯罪収益移転防止管理官、企画分析課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、国際捜査管理官	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間
-------	--	----------	------------------

平成23年度実績評価書

基本目標4 業績目標1

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保				
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合は高いことから、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	101,028,332 < 112,318,282 >	96,761,709 < 119,228,024 >	88,311,154 < 103,367,889 >	88,193,019 < 126,554,314 >
	補正予算(b)	0 < 107,567,528 >	0 < 3,925,990 >	4,486,385 < 16,445,966 >	
	繰越し等(c)	69,852 < 834,614 >	3,933 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	101,098,184 < 220,720,424 >	96,765,642 < 159,039,725 >		
執行額(千円)	95,866,901 < 162,149,578 >	90,390,574 < 122,402,792 >			
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 2 交通安全思想の普及徹底				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	歩行中・自転車乗 用中の高齢者の交 通事故死者数		18年	19年	20年	21年	22年	18-22年 (平均)	23年
		歩行中(人)	1,357	1,345	1,191	1,202	1,228		1,121
		自転車乗中(人)	475	495	466	445	410		375
	(24年4月交通企画課作成)								
	達成状況:	達成目標	歩行中・自転車乗用中の高齢者の交通事故死者数を減少させる。						
業績指標	項目	基準					実績		
歩行者と自転車と の交通事故件数		18年	19年	20年	21年	22年	18-22年 (平均)	23年	
	件数(件)	2,767	2,856	2,942	2,934	2,760		2,801	
(24年4月交通企画課作成)									
達成状況:	達成目標	歩行者と自転車との交通事故件数を減少させる。							

参考指標・参考事例	参考指標	なし
-----------	------	----

業績目標達成のために 行った施策	生活道路対策及び幹線道路対策の推進 警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故抑止対策を実施するよう指導した。
	歩行空間のバリアフリー化 高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。
	反射材用品等の普及促進 23年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)」とされたことから、反射材用品等の着用を推進した。また、23年10月に、「反射材フェア2011」(全日本交通安全協会主催・警察庁後援)を開催したほか、反射材用品等の効果等を体験する交通安全教室等を開催し、反射材の利用促進を図った。
	薄暮時の早め点灯の促進 23年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)」とされたことから、重点の推進項目の中で「自転車利用者に対する前照灯の点灯等の交通ルール・マナーの周知、及び「自動車の前照灯の早め点灯の励行」を示した。
	高齢者に対する交通安全教育の充実 参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育の実施を推進した。都道府県警察に対し、こうした交通安全教育が全国各地において効果的に実施されるよう指導したところ、23年には全国で約5万3,000回(参加人員約287万人)の交通安全教育が行われた。
自転車側面への反射材用品等の備付け 夜間における自転車の交通事故の防止を図るため、「平成23年春の全国交通安全運動推進要綱」(23年2月4日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)及び「平成23年秋の全国交通安全運動推進要綱」(23年7月1日同本部決定)に沿って、運動期間中のキャンペーン等において灯火の取付けの徹底と反射材の普及促進を図った。	

	<p>自転車の走行空間の確保 自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の確保を推進した。</p>
	<p>通行ルールの周知徹底等自転車に係る交通安全教育の推進 自転車利用者に対するルールの周知徹底のため、5月の「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催・警察庁等後援)や春・秋の全国交通安全運動等において、自転車の安全利用促進の広報キャンペーンを展開するとともに、小学生のみならず中学生、高校生、高齢者等を対象とした自転車教室を積極的に開催するなど交通安全教育を推進した。</p>
	<p>自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告活動を強化するとともに、いわゆる「ヒスト」等に係る制動装置不良自転車の運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わないなど悪質・危険な違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講じるよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>児童・幼児用ヘルメットの着用促進 自転車教室等の機会を捉え、児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の内容を周知するとともに、転倒時におけるヘルメットの頭部への被害軽減効果について知識の普及を図り、児童・幼児用ヘルメットの着用の促進を図った。</p>

<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、前年と比べ、歩行者と自転車との交通事故件数が増加していることから、目標の達成が十分とは言い難いものの、業績指標 については、前年と比べ、歩行中・自転車乗用中の高齢者の交通事故死者数が減少していることから、目標を達成した。 したがって、業績目標である「歩行者・自転車利用者の安全確保」をおおむね達成したと認められる。</p>
<p>評価結果:</p>	
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>引き続き、歩行者・自転車利用者の安全確保に係る施策を推進する。 特に、23年10月に発出した通達(良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について)に基づき、自転車の通行環境の確立、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進、自転車に対する指導取締りの強化等の施策を進め、自転車利用者の安全を図るとともに、歩行者と自転車との交通事故を減少させる。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成23年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について」(24年1月警察庁交通局) 「平成23年中の交通事故の発生状況」(24年2月警察庁交通局)</p>
----------------------------------	--

<p>政策所管課</p>	<p>交通企画課、交通指導課、交通規制課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>
--------------	--------------------------	-----------------	-------------------------

平成23年度実績評価書

基本目標4 業績目標2

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	高齢運転者による交通事故の防止				
業績目標の説明	高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されること等から、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	101,028,332 < 112,318,282 >	96,761,709 < 119,228,024 >	88,311,154 < 103,367,889 >	88,193,019 < 126,554,314 >
	補正予算(b)	0 < 107,567,528 >	0 < 3,925,990 >	4,486,385 < 16,445,966 >	
	繰越し等(c)	69,852 < 834,614 >	3,933 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	101,098,184 < 220,720,424 >	96,765,642 < 159,039,725 >		
執行額(千円)	95,866,901 < 162,149,578 >	90,390,574 < 122,402,792 >			
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第2節 交通安全基本計画における目標</p> <p>第1部第1章第3節 1 高齢者及び子どもの安全確保</p> <p>第1部第1章第3節 2 交通安全思想の普及徹底</p> <p>2(1)カ 高齢者に対する交通安全教育の推進</p> <p>3(1)エ 高齢運転者対策の充実</p> <p>8(1)イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進</p>				

業績指標	項目	基準						実績 23年
		18年	19年	20年	21年	22年	18~22年 (平均)	
70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	697	684	674	640	681		617
	70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	12.2	11.1	10.3	9.3	9.4		8.0
(24年4月運転免許課作成)								
達成状況:	達成目標	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を減少させる。						

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18~22年 (平均)	23年
			70歳以上の高齢運転免許保有者数	5,725,321	6,158,972	6,532,054	6,859,885	7,245,836	
(24年4月運転免許課作成)									

業績目標達成のために 行った施策	信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等 信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにするため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進した。
	講習予備検査の適正な実施 高齢運転者が自己の記憶力・判断力の状態を自覚し、安全運転を継続するため、講習予備検査の適正な実施について都道府県警察を指導した。
	講習予備検査の結果に基づく効果的な高齢者講習の実施 高齢者講習において、講習予備検査の結果に基づき、受講者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな指導を行うよう、都道府県警察を指導した。
	臨時適性検査の的確な実施 臨時適性検査を的確に実施するため、専門医との緊密な連携体制の強化等について都道府県警察を指導した。
	高齢者講習の充実による運転継続支援 年齢による機能の低下が安全運転に与える影響について診断・指導するため、視野検査等の運転適性検査器材を用いた高齢者講習を実施し、高齢者の運転継続を支援した。
	高齢運転者標識の使用促進 都道府県警察に対し、高齢運転者標識の使用を促進させる広報啓発活動の効果的な実施を指示した。
高齢運転者等への支援の実施 高齢者講習の受講待ちの解消や免許更新窓口の拡大等について、都道府県警察を指導した。	

	<p>講習予備検査等の検証改善等に関する調査研究の実施 講習予備検査の改善に向けて、受検者に分かりやすい配点方法と計算式の見直しを行うほか、講習予備検査の適正化、円滑化を図るため、実施要領の見直しに関する研究を行った。また高齢者講習における簡易シミュレーターの導入について、試行して検証を行った。</p>		
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>評価結果:</p>	<p>業績指標 については、前年と比べ、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故が減少していることから、目標を達成した。 したがって、業績目標である「高齢運転者による交通事故防止」を達成したと認められる。</p>	
	<p>評価の結果の政策 への反映の方向性</p>	<p>高齢運転者による交通事故の更なる減少に向け、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における講習予備検査とその結果に基づいた高齢者講習の適正かつ効果的な実施に努める。</p>	
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>「平成23年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について」(24年1月警察庁交通局) 「運転免許統計(平成23年版)」(24年3月警察庁交通局運転免許課)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>交通企画課、交通規制課、運転免許課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>

平成23年度実績評価書

基本目標4 業績目標3

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立				
業績目標の説明	飲酒運転等、悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故を防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進し、交通秩序の確立を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	101,028,332 < 112,318,282 >	96,761,709 < 119,228,024 >	88,311,154 < 103,367,889 >	88,193,019 < 126,554,314 >
	補正予算(b)	0 < 107,567,528 >	0 < 3,925,990 >	4,486,385 < 16,445,966 >	
	繰越し等(c)	69,852 < 834,614 >	3,933 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	101,098,184 < 220,720,424 >	96,765,642 < 159,039,725 >		
執行額(千円)	95,866,901 < 162,149,578 >	90,390,574 < 122,402,792 >			
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 5 道路交通秩序の維持				

業績指標	項目	基準						実績 23年
		18年	19年	20年	21年	22年	18~22年 (平均)	
悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数	飲酒運転(件)	611	430	305	292	287		269
	無免許運転(件)	108	87	94	71	63		65
	最高速度違反(件)	520	449	356	328	292		228
	信号無視(件)	209	198	189	151	152		173
	歩行者妨害等(件)	361	306	296	288	274		247
	指定場所一時不停止(件)	233	217	194	156	152		132
	(24年4月交通指導課作成)							
達成状況:	達成目標	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。						
業績指標	項目	基準						実績
暴走族の構成員数及びい集・走行回数		18年	19年	20年	21年	22年	18~22年 (平均)	23年
	構成員数(人)	13,677	12,584	11,516	10,454	9,064		8,509
	い集・走行回数	4,730	4,174	3,568	3,572	3,566		2,923
(24年4月交通指導課作成)								
達成状況:	達成目標	暴走族の構成員数及びい集・走行回数を減少させる。						

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18~22年 (平均)	23年
	暴走族構成員の検挙件数	検挙件数(件)	40,259	34,601	33,215	29,898	28,580	33,311	27,553
(24年4月交通指導課作成)									

業績目標達成のために 行った施策	悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策の強化 無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、信号無視等交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び迷惑性が高く住民からの取締り要望の多い違反に重点を置いた取締りを強化するよう、都道府県警察を指導した。
	使用者の背後責任の追及等 事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為による交通事故について、背後責任の追及を念頭に捜査を尽くすとともに、欠陥の疑いのある自動車による交通事故等について関係機関への確実な通報等を行うよう、都道府県警察を指導した。
	総合的な暴走族対策の推進 交通部門、少年部門、地域部門等が連携した暴走族取締りを実施したほか、関係省庁や自治体と連携した総合的な暴走族対策を推進した。
	科学的な交通事故事件捜査の推進 科学的な交通事故事件捜査を推進するため、衝突実験に基づく事故解析等の専門的研修を行う交通事故鑑識官養成専科を開催し、高度な知識及び技能を有する交通捜査員を養成した。

	<p>悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施 21年に改正された道路交通法によって、悪質・危険運転者に対する行政処分が強化されたことから、法改正の効果により一層発揮するために、迅速・適正な審査登録、仮停止制度の積極的な活用、行政処分長期未執行者に対する対策強化等を推進するように、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>取消処分者講習、停止処分者講習等の充実 行政処分の強化に伴い、飲酒運転等の違反者に対する停止処分者講習や取消処分者講習の一層の充実と講習効果向上のための改善について、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>「飲酒運転をしない、させない」という国民の規範意識を確立するための広報啓発の推進 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態について積極的に広報した。また、(財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けるなど、民間団体等と連携して「飲酒運転を許さない環境づくり」に取り組んだ。</p>

<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、前年に比べ、無免許運転及び信号無視に起因する交通死亡事故件数は増加したものの、飲酒運転、最高速度違反、歩行者妨害等及び指定場所一時不停止違反に起因する交通死亡事故件数は、いずれも減少したことから、目標をおおむね達成した。 業績指標 については、暴走族の構成員数及びび集・走行回数が前年に比べいずれも減少したことから、目標を達成した。 したがって、業績目標である「飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立」についてはおおむね達成したと認められる。</p>
<p>評価結果:</p>	
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。 なお、取締りに当たっては、交通事故の発生状況、住民の要望等を踏まえ、交通事故の抑止に効果的な取締りに努める。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成23年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について」(24年1月警察庁交通局) 「平成23年中の暴走族の動向及びび検挙状況等について」(24年2月警察庁交通局交通指導課)</p>
----------------------------------	--

<p>政策所管課</p>	<p>交通企画課、交通指導課、運転免許課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>
--------------	--------------------------	-----------------	-------------------------

平成23年度実績評価書

基本目標4 業績目標4

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少				
業績目標の説明	交通事故による被害の軽減のため、全ての座席におけるシートベルトの着用徹底、チャイルドシートの正しい使用の徹底による交通事故死者数の減少を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	101,028,332 < 112,318,282 >	96,761,709 < 119,228,024 >	88,311,154 < 103,367,889 >	88,193,019 < 126,554,314 >
	補正予算(b)	0 < 107,567,528 >	0 < 3,925,990 >	4,486,385 < 16,445,966 >	
	繰越し等(c)	69,852 < 834,614 >	3,933 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	101,098,184 < 220,720,424 >	96,765,642 < 159,039,725 >		
執行額(千円)	95,866,901 < 162,149,578 >	90,390,574 < 122,402,792 >			
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 2 交通安全思想の普及徹底				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績
	シートベルト(チャイルドシートを含む)非着用死者数		18年	19年	20年	21年	22年	18~22年(平均)
		死者数(人)	1,210	1,001	816	716	741	
達成状況:	達成目標	シートベルトの着用を徹底し、シートベルト非着用死者数を減少させる。						

(24年4月交通企画課作成)

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18~22年(平均)	23年
	過去5年間のシートベルト着用者率(自動車乗車中の死傷者に占める着用の死傷者の割合)	全体	89.1	89.1	91.3	93.3	93.4		93.6
		運転席	97.0	97.3	97.6	97.9	98.0		98.1
		助手席	92.9	93.5	94.8	95.8	96.1		96.3
後部席		30.6	30.0	46.2	59.7	59.6		60.2	
(24年4月交通企画課作成)									
参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18~22年(平均)	23年	
過去5年間のチャイルドシート使用率	使用者率(%)	49.4	46.9	50.2	54.8	56.8		57.0	
(24年5月交通企画課作成)									

業績目標達成のために 行った施策	<p>取締りの実施及び積極的な広報啓発活動による全ての座席におけるシートベルトの着用徹底 自動車の乗員全てにシートベルトの着用が義務付けられたことを踏まえ、関係機関・団体と連携したシートベルトの着用徹底キャンペーンの展開等の広報啓発活動や、シートベルトコンビンサー(衝突時の衝撃を体験する装置)を用いた参加・体験型の交通安全教育等により、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用促進を図るとともに、シートベルトの着用に係る指導・取締りを推進した。</p> <p>保護者に対する効果的な広報啓発・指導によるチャイルドシートの正しい使用の徹底 23年5月、社団法人日本自動車連盟と合同でチャイルドシート使用状況調査を実施し、その結果を踏まえ、広報と連動した街頭活動の強化や、幼稚園、保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発活動の推進等チャイルドシート使用率向上のための指導・広報を実施するよう都道府県警察を指導した。</p>
---------------------	---

評価の結果 (目標の達成状況)	業績指標 については、前年と比べ、シートベルト非着用死者数が減少していることから、目標を達成した。 したがって、業績目標である「被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少」を達成したと認められる。
評価結果:	
評価の結果の政策への反映の方向性	シートベルト着用率の向上については、関係機関・団体等と連携し、各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて、非着用の場合の車外放出の危険性等を強調した広報啓発活動を展開するほか、衝突実験映像、シートベルトコンビンサー等を用いた着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育等を推進するとともに、チャイルドシート使用率の向上については、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取付け方法の指導等を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成23年中の交通事故の発生状況」(24年2月警察庁交通局) 「チャイルドシートの使用状況等について」(23年7月警察庁交通局・一般社団法人日本自動車連盟)
---------------------------	--

政策所管課	交通企画課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間
-------	-------	----------	------------------

平成23年度実績評価書

基本目標4 業績目標5

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	道路交通環境の整備				
業績目標の説明	社会資本整備重点計画(注1)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。 注1:社会資本重点計画(21年3月31日閣議決定:計画期間20年度~24年度)				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	101,028,332 < 112,318,282 >	96,761,709 < 119,228,024 >	88,311,154 < 103,367,889 >	88,193,019 < 126,554,314 >
	補正予算(b)	0 < 107,567,528 >	0 < 3,925,990 >	4,486,385 < 16,445,966 >	
	繰越し等(c)	69,852 < 834,614 >	3,933 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	101,098,184 < 220,720,424 >	96,765,642 < 159,039,725 >		
執行額(千円)	95,866,901 < 162,149,578 >	90,390,574 < 122,402,792 >			
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「社会資本整備重点計画」(21年3月閣議決定) 第5章 交通安全施設等整備事業				
	「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 1 道路交通環境の整備				

業績目標	業績指標	項目	基準					実績	
	交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度目標値(注5)	23年度
		信号機の高度化等により抑止されていると推計される死傷事故件数(件)(注1)	/	/	12,578	22,365	28,557	32,000	35,954
		あんしん歩行エリアの整備(注2)により、抑止されたエリア内の歩行者・自転車死傷事故件数の割合(注3)	/	/	5.2	7.3	13.1	/	効果測定中
		事故危険箇所対策(注4)により、抑止された対策実施箇所における死傷事故件数の割合	/	/	効果測定中	効果測定中	効果測定中	/	効果測定中
	(24年4月交通規制課作成)								
	注1:推計方法は46ページ参照 注2:死傷事故発生割合の高い地区を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 注3:各年1月から12月までの間における割合 注4:死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 注5:5年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の23年度の値								
	達成目標	交通安全施設等の整備により、死傷事故を以下のとおり抑止する。 信号機の高度化等により、死傷事故を約4万件/年抑止 あんしん歩行エリアの整備により、エリア内の歩行者・自転車死傷事故を約2割抑止 事故危険箇所対策により、対策実施箇所における死傷事故を約3割抑止							
	達成状況:								
	業績指標	項目	基準					実績	
信号制御の高度化により抑止される二酸化炭素の排出量	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度目標値(注7)	23年度	
	二酸化炭素の排出量(t-CO ₂ /年)(注6)	/	/	84,504	142,706	204,380	368,000	233,573	
(24年4月交通規制課作成)									
注6:推計方法は47ページ参照 注7:5年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の23年度の値									
達成目標	信号制御の高度化により二酸化炭素の排出量を約46万t-CO ₂ /年削減させる。								
達成状況:									
業績指標	項目	基準					実績		
信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度目標値(注9)	23年度	
	交差点等の通過時間(千人時間/年)(注8)	/	/	40,188	72,162	103,394	176,000	117,156	
(24年4月交通規制課作成)									
注8:推計方法は47ページ参照 注9:5年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の23年度の値									

達成状況:	達成目標	信号制御の高度化により対策実施箇所において通過時間を約2.2億人時間/年短縮させる。							
	業績指標	基準					実績		
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路における信号機等のバリアフリー化の割合	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度目標値(注10)	23年度
		バリアフリー化の割合(%)			86.2	91.5	96.0	96.6	97.8
達成状況:	達成目標	原則として、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。							

(24年4月交通規制課作成)

注10: 5年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の23年度の値

参考指標・参考事例	参考指標	なし
-----------	------	----

業績目標達成のために行った施策	<p>特定交通安全施設等整備事業(主な事業内容は以下のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中制御化 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。 ・ プログラム多段系統化 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。 ・ 右折感応化 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。 ・ 多現示化 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。 ・ 半感応化 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。 ・ 信号灯器のLED化 高輝度で逆光でも見やすく擬似点灯を防止できるLED式信号灯器を整備する。 ・ 対向車接近表示システム 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。 ・ 閑散時押ボタン化、閑散時半感応化 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時のみ信号表示を変える。 ・ 速度感応化 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。 ・ 歩車分離化 車両用現示と歩行者用現示を分離することによって歩車の物理的な交錯を排除する。 ・ 歩行者感応化 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青信号を延長し、感知しない場合は短縮する。 ・ 視覚障害者用付加装置 歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。 ・ 高齢者等感応化 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信機を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。 ・ 音響式歩行者誘導付加装置 視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。 ・ 全感応 交差点の各流入部に車両感知器を設置し、車両感知器から得られた情報により青時間を伸縮させる。 ・ プログラム多段化 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。 ・ 押ボタン 主道路側を青としておき、歩行者の押ボタン操作があった時のみ信号表示を変える。 ・ 一灯点滅 主道路側に黄色点滅、従道路側に赤色点滅を現示する。
-----------------	--

評価の結果(目標の達成状況)	業績指標 及び については、23年度目標値を上回っており、目標は達成した。 業績指標 及び については、23年度目標値を下回ったものの、同目標値の半分以上を超えており、目標をおおむね達成したと認められる。
評価結果:	したがって、業績目標である「道路交通環境の整備」についてはおおむね達成したと認められる。
評価の結果の政策への反映の方向性	実施した施策に成果があったと認められることから、第2次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。 信号機の高度化等による効果の測定方法は、外部有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:大藏泉横浜国立大学教授(当時))により確立された効果測定手法を用いた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「交通安全施設の効果測定報告書」(24年3月警察庁委託)
---------------------------	------------------------------

政策所管課	交通規制課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間
-------	-------	----------	------------------

信号機の高度化等による各種効果(23年度末現在)

交通事故抑止効果 信号機の高度化等

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成20年度	2,457	713	675	331	232	230	931	1,275	517	176
平成21年度	2,285	663	633	310	169	167	913	1,251	354	120
平成22年度	2,289	664	490	240	119	118	788	1,080	276	94
平成23年度	1,199	348	451	221	105	104	739	1,012	335	114
小計	8,230	2,387	2,249	1,102	625	619	3,371	4,618	1,482	504

事業 年度	信号灯器のLED化		対向車接近表示装置		閑散時押ボタン化		閑散時半感応化		速度感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成20年度	4,274	5,001	5	9	52	25	264	161	17	26
平成21年度	4,292	5,022	9	16	32	16	197	120	16	24
平成22年度	3,211	3,757	1	2	33	16	108	66	6	9
平成23年度	3,543	4,145	4	7	34	17	121	74	8	12
小計	15,320	17,924	19	34	151	74	690	421	47	72

事業 年度	歩車分離化		歩行者感応化		視覚障害者用付加装置		高齢者等感応化		音響式歩行者誘導付加装置	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成20年度	172	189	44	60	852	511	298	152	298	167
平成21年度	220	242	20	27	809	485	189	96	234	131
平成22年度	169	186	11	15	686	412	142	72	204	114
平成23年度	135	149	19	26	543	326	106	54	163	91
小計	696	766	94	129	2,890	1,734	735	375	899	503

事業 年度	信号機新設									
	全感応		半感応		プログラム多段化		押ボタン		一灯点滅	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成20年度	3	6	162	314	613	1,189	289	240	18	30
平成21年度	3	6	96	186	459	890	167	139	14	23
平成22年度	0	0	113	219	292	566	126	105	3	5
平成23年度	1	2	86	167	270	524	94	78	2	3
小計	7	14	457	887	1,634	3,170	676	561	37	61

事業 年度	計 抑止件数
平成20年度	10,805
平成21年度	9,936
平成22年度	7,739
平成23年度	7,474
小計	35,954

・「抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

信号機の高度化等による各種効果

二酸化炭素排出量削減効果

信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計 削減効果
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	
平成20年度	2,457	49,828	675	8,282	232	1,928	931	2,216	517	3,361	65,614
平成21年度	2,285	46,340	633	7,767	169	1,404	913	2,173	354	2,301	59,985
平成22年度	2,289	46,421	490	6,012	119	989	788	1,875	276	1,794	57,092
平成23年度	1,999	40,540	451	5,534	105	873	739	1,759	335	2,178	50,882
小計	9,030	183,128	2,249	27,595	625	5,194	3,371	8,023	1,482	9,633	233,573

・「削減効果」とは、信号機の高度化等により削減されたと推計される二酸化炭素排出量(単位:t-CO₂/年)であり、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素削減効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの削減効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

交通円滑化効果

信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計 削減効果
	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	
平成20年度	2,457	25,857	675	4,296	232	485	931	1,149	517	818	32,605
平成21年度	2,285	24,047	633	4,028	169	354	913	1,127	354	560	30,116
平成22年度	2,289	24,089	490	3,118	119	249	788	972	276	437	28,866
平成23年度	1,999	21,037	451	2,870	105	220	739	912	335	530	25,569
小計	9,030	95,032	2,249	14,313	625	1,308	3,371	4,160	1,482	2,345	117,156

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は(千人・時間/年)であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、上記「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

平成23年度実績評価書

基本目標5 業績目標1

基本目標	国の公安の維持				
業績目標	重大テロ事案等(注1)の予防鎮圧				
	注1:国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等				
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等の予防鎮圧を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	13,025,443 < 112,825,471 >	12,891,237 < 119,561,384 >	12,649,412 < 103,367,889 >	12,617,352 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	687,238 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	13,712,681 < 221,222,488 >	12,891,237 < 159,285,425 >	12,649,412	12,617,352
	執行額(千円)	12,902,793 < 162,651,642 >	12,332,193 < 122,648,492 >	12,649,412	12,617,352
上段には警備警察費及び皇宮警察費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(20年12月犯罪対策閣僚会議決定)</p> <p>第6 テロの脅威等への対処</p> <p>5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化</p> <hr/> <p>第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説(24年1月)</p> <p>4 アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策</p>				

業績指標	業績指標	実績							
	重大テロ事案等の発生状況(事例)	各種訓練の実施、関係機関との連携の強化、治安警備及び警衛・警護の実施等、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案等の発生はなかった。							
	達成状況:	達成目標	重大テロ事案等を未然に防止する。						
	業績指標	項目	基準					実績	
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18-22年度(平均)	23年度
		国民保護(化学テロ対処等)図上訓練(回)	7	10	14	10	6	9	8
		国民保護実動訓練(回)	4	5	4	4	3	4	3
		自衛隊との共同図上訓練(回)	0	0	0	2	3	1	2
		自衛隊との共同実動訓練(回)	5	8	9	22	10	11	21
		海上保安庁との共同訓練(回)	2	5	3	3	3	3	15
	(24年4月警備企画課・警備課作成)								
	重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施及び関係機関との連携状況(件数及び事例)	<p>【事例1】 23年3月、埼玉県警察と陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊との間で、強力な殺傷力を有する武器を所持した武装工作員等が我が国に上陸するなど、一般の警察力による治安維持が困難である事態を想定したシナリオに基づき、部隊の緊急輸送、武装工作員の制圧等に関する共同実動訓練を実施し、相互の任務分担及び共同対処要領の検証等を通じて、警察と自衛隊が円滑かつ緊密に連携して事案に対処し得る体制の強化を図った。</p> <p>-----</p> <p>【事例2】 23年9月、福井県警察が原子力安全・保安院の主催する核物質防護検査実証訓練に海上保安庁等とともに参加し、日本原子力発電株式会社敦賀発電所において、枢要設備の破壊を目的に武装工作員が海と陸から侵入を想定したシナリオに基づき、武装工作員の制圧等に関する共同実動訓練を実施し、相互の任務分担及び共同対処要領の検証等を通じて、警察と海上保安庁との円滑かつ緊密な連携の強化を図った。</p> <p>-----</p> <p>【事例3】 23年12月、長崎県警察が、内閣官房が主催する国民保護訓練に長崎県等とともに参加し、長崎空港において爆弾テロが発生したという事態を想定した共同実動訓練を実施するなどして、国民保護に関する対処能力の向上を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解促進を図った。</p>							
達成状況:	達成目標	各種機関との共同訓練等、関係機関との連携を強化する。							
業績指標	実績								
	治安警備及び警衛(注2)・警護(注3)の実施状況(事例)	<p>【事例1】 23年度中、天皇后両陛下は、第62回全国植樹祭御臨場(5月、和歌山県)、第66回国民体育大会御臨場(10月、山口県)、第31回全国豊かな海づくり大会御臨席(10月、鳥取県)を始め、東日本大震災に伴う被災地御見舞い等のために行幸啓になった。 警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。</p>							

	<p>【事例2】 23年5月には、菅首相(当時)のG8ドーヴィル・サミット出席及び日EU定期首脳会議出席等に伴うフランス・ベルギー訪問、11月の野田首相のホノルルAPEC首脳会議出席等に伴う米国訪問等の警護警備に際し、関係国の警察当局と緊密に連携して首相の身辺の安全を確保した。</p> <p>上記事例のほか、重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施している。23年度中も、発生する事象、国内外の諸情勢を踏まえた的確な警戒警備を実施した。</p> <p>注2：天皇及び皇族の御身辺の安全を確保し、あわせて歓迎迎者の雑踏等による事故の防止を図ることを目的とする警察活動をいう。</p> <p>注3：内外の要人の身辺の安全を確保するための警察活動をいう。</p>										
	達成状況：	<table border="1"> <tr> <td>達成目標</td> <td>国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。</td> </tr> </table>	達成目標	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。							
達成目標	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。										
参考指標	参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度		
	治安警備及び警衛・警護実施件数	治安警備実施件数(件)	9,395	8,081	8,172	7,445	7,312	8,081	7,260		
		警衛実施件数(件)	4,976	4,778	4,739	4,974	5,299	4,953	4,613		
		警護実施件数(件)	17,277	20,337	18,092	17,765	17,223	18,139	19,880		
(24年4月警備課作成)											
業績目標達成のために行った施策	<p>重要施設の警戒警備 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施した。</p> <p>重大テロ事案等対処に係る各種訓練 重大テロ事案等の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るため、各種訓練を実施した。</p> <p>大規模警衛・警護警備 その時々々の警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛・警護警備を実施した。</p> <p>関係機関との情報交換等の連携 重大テロ事案等対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。</p>										
	評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案等の発生がなかったことから、目標を達成した。</p> <p>業績目標 については、武装工作員の上陸等、様々な事態を想定した訓練に参加したほか、前年度と比べより多くの共同訓練を実施するなど、関係機関との連携強化を的確に推進したことから、目標を達成した。</p> <p>業績目標 については、国内外の情勢に応じた警戒警備、警衛・警護警備を推進したことにより、警備対象の安全が図られたことから、目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標である「重大テロ事案等の予防鎮圧」を達成したと認められる。</p>									
		評価結果：									
		評価の結果の政策への反映の方向性	<p>今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。</p> <p>また、これらの警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。</p>								
学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。										
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「治安の回顧と展望(平成23年版)」(23年12月警察庁警備局)</p> <p>「平成23年 警備情勢を顧みて(焦点第280号)」(24年3月警察庁)</p>										
政策所管課	警備課、警備企画課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間								

平成23年度実績評価書

基本目標5 業績目標2

基本目標	国の公安の維持				
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処				
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。				
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	13,025,443 < 112,825,471 >	12,891,237 < 119,561,384 >	12,649,412 < 103,367,889 >	12,617,352 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	687,238 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	13,712,681 < 221,222,488 >	12,891,237 < 159,285,425 >	12,649,412	12,617,352
執行額(千円)	12,902,793 < 162,651,642 >	12,332,193 < 122,648,492 >			
上段には警備警察費及び皇宮警察費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「防災基本計画」(23年12月中央防災会議決定) 我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。				
	「第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説」(24年1月) 四 アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策				

業績指標	項目	基準						実績
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)	23年度
大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況(件数及び事例)	広域緊急援助隊合同訓練の実施回数(回)	8	8	8	8	8	8	7(注1)
	(24年4月警備課作成)							
	注1:東日本大震災により東北管区での訓練が中止となった							
災害警備活動の実施状況(事例)	【事例1】 23年11月、西日本の13府県警察の広域緊急援助隊等は、小松海岸多目的広場(徳島県)において、津波災害を想定した被災者の救出救助訓練等の実戦的な訓練を実施した。							
	【事例2】 24年1月、関東管区広域緊急援助隊等は連沼海浜公園(千葉県)において、厳寒期における津波災害を想定し、救出救助訓練、情報収集訓練、緊急交通路確保訓練、多数遺体取扱訓練等具体的な想定に基づく各種訓練を実施した。							
	達成状況:	達成目標	実戦を想定した各種訓練を行う。					
情報交換等関係機関との連携状況(事例)	実績							
	【事例1】 東日本大震災の発生に伴い、警察では、全国の都道府県警察から広域緊急援助隊等の特別派遣部隊を継続的に派遣し、行方不明者の捜索や警戒・警ら活動、福島第一原子力発電所の周辺地域における検問等の活動を継続的に実施している。							
	【事例2】 23年9月、台風第12号により土砂災害等が発生したことから、奈良・和歌山の両県警察を始めとする関係府県警察は災害警備本部等を設置し対応に当たるとともに、奈良・和歌山の両県公安委員会からの援助の要請を受け、各府県警察は広域緊急援助隊等を派遣し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。							
達成状況:	達成目標	重大事案発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。						
情報交換等関係機関との連携状況(事例)	実績							
	【事例1】 東日本大震災の発生に伴い政府に設置された緊急参集チーム、被災者生活支援各府省連絡会議等各種会議、被災地における現地対策本部等の場を通じ、関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るとともに、関係機関と連携して被災地での各種災害警備活動を実施した。							
	【事例2】 政府における災害対策関係会議等に参加し、関係機関と情報の共有化を図るとともに、連携して各種災害対策を検討している。							
達成状況:	達成目標	事案発生時の情報交換を始めとした関係機関との連携を強化する。						

参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	23年
災害警備活動に伴う警察官の出動人員数	警察官の出動人員数(人)(注2、注3)	24,635	43,503	39,869	35,671	17,241	32,184	2,143,105
	(24年4月警備課作成)							
注2: 台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る)の延べ数								
注3: 年をまたぐ出動については、災害が発生した年に人員を計上(東日本大震災における出動人員は、地震及び津波が発生した23年に計上)								
災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出動人員数及び延べ出動人員数	項目		18年			19年		
			地震	台風	計	地震	台風	計
	件数(件)(注4)		0	3	3	5	3	8
	人的被害	死者(人)	0	9	9	16	6	22
		行方不明者(人)	0	1	1	0	2	2
		負傷者(人)	13	442	455	2,721	207	2,928
	平均出動人員数(人)		1,116		5,811		2,273	
	延べ出動人員数(人)(注3)		3,347		3,347		29,053	
	項目		20年			21年		
			地震	台風	計	地震	台風	計
	件数(件)(注4)		6	0	6	4	2	6
	人的被害	死者(人)	18	0	18	1	29	30
		行方不明者(人)	6	0	6	0	2	2
		負傷者(人)	648	5	653	326	165	491
	平均出動人員数(人)		4,754		246		8,635	
	延べ出動人員数(人)(注3)		28,526		28,526		983	
	項目		22年			23年		
			地震	台風	計	地震	台風	計
	件数(件)(注4)		1	0	1	1	2	3
	人的被害	死者(人)	0	0	0	15,848	102	15,950
行方不明者(人)		0	0	0	3,451	17	3,468	
負傷者(人)		8	27	35	6,055	723	6,778	
平均出動人員数(人)						18,642		
延べ出動人員数(人)(注3)		63		63		2,095,999		
(24年4月警備課作成)								
地震の欄の数値には、地震によって発生した津波に係る数値も含む。								
注3: 「災害警備活動に伴う警察官の出動人員数」の注釈を参照								
注4: 件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数								
参考指標	項目	18年度	19年度	20年度				
広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事案ごとの出動延べ人員	出動事案	能登半島地震(3月)	新潟中越沖地震(7月)	岩手・宮城内陸地震(6月)	岩手県沿岸北部を震源とする地震			
	広域緊急援助隊人員(人)	380	2,181	1,397	124			
	特別救助班人員(人)(注5)	22	184	306	6			
	項目	21年度	22年度		23年度(注6)			
	出動事案	中国・九州北部豪雨(7月)	広島県梅雨前線による大雨(7月)	東日本大震災(3月)	台風第12号(9月)			
	広域緊急援助隊人員(人)	346	71	6,249	484			
	特別救助班人員(人)(注5)	51	0	286	48			
(24年4月警備課作成)								
注5: 数字は広域緊急援助隊人員の内数								
業績目標達成のために行った施策	東日本大震災への対応 平成23年度においても、内閣官房、内閣府等関係機関と緊密に連携し、東日本大震災に伴う各種災害警備活動を継続的に実施した。							
	災害警備活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、関係都道府県警察においては、所要の体制を確立して各種災害警備活動を実施した。							
	大規模災害対策用資機材の整備 大規模災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等を充実させるなど、大規模災害対処能力を充実強化した。							

	<p>関係機関との情報交換等の連携 大規模自然災害発生時の対処等について、内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。</p> <p>重大事案対処に係る各種訓練 災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、全国の都道府県警察において各種実戦的訓練を実施した。</p>		
<p>評価の結果 (目標の達成状況)</p>	<p>業績指標 については、東日本大震災により東北管区での訓練が中止となったことから、広域緊急援助隊合同訓練の実施回数が過去5年間の平均及び前年と比べ1回減少しているものの、他の管区等では、津波災害等を想定した実戦的な訓練を実施しており、「実戦を想定した各種訓練を行う」という目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、現在も東日本大震災に伴う災害警備活動を実施しているところであるが、年度を通じて継続的に実施していることから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、東日本大震災を始めとする災害の発生に伴い政府に設置された各種会議において、情報交換を始めとした関係機関との連携を強化していることから、目標を達成した。したがって、業績目標である「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」を達成した。</p>		
<p>評価の結果の政策への反映の方向性</p>	<p>今後とも、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。</p> <p>また、東日本大震災を踏まえ、警察では津波対策の強化等を推進しているが、今後とも必要な見直しを行うほか、特に、福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、原子力災害に的確に対処するため、政府における検討状況を踏まえて、従来の対策の見直しを行う。これに伴い、大規模自然災害等の重大事案発生時に必要な装備資機材や体制を強化する。</p> <p>さらに、各種警備措置や事案対処に当たる部隊等に必要な装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「治安の回顧と展望(平成23年版)」(23年12月警察庁警備局) 「平成23年 警備情勢を顧みて(焦点第280号)」(24年3月警察庁) 「東日本大震災と警察(焦点第281号)」(24年3月警察庁)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>警備課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>23年4月から24年3月までの間</p>

平成23年度実績評価書

基本目標5 業績目標3

基本目標	国の公安の維持				
業績目標	警備犯罪取締りの的確な実施				
業績目標の説明	<p>主要警備対象勢力(注1)による違法事案に対する的確な対処や不法滞在者の取締りの推進等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。</p> <p>注1: 警備犯罪(国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪)を行い、又は行うおそれのある主要な対象</p>				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	13,025,443 < 112,825,471 >	12,891,237 < 119,561,384 >	12,649,412 < 103,367,889 >	12,617,352 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	687,238 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	13,712,681 < 221,222,488 >	12,891,237 < 159,285,425 >	12,649,412	12,617,352
執行額(千円)	12,902,793 < 162,651,642 >	12,332,193 < 122,648,492 >			
上段には警備警察費及び皇宮警察費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定)</p> <p>第3 国際化への対応</p> <p>2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築</p> <p>第6 テロの脅威等への対処</p> <hr/> <p>「第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説」(24年1月)</p> <p>四 アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策</p>				

業績指標	項目	基準						実績
		18年	19年	20年	21年	22年	18～22年(平均)	
主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙状況(検挙件数及び検挙事例)及び対処状況(対処事例)	オウム真理教に係る事件検挙件数・人員	0件 0人	3件 4人	2件 4人	2件 3人	1件 2人	2件 3人	1件 2人
	極左暴力集団に係る事件検挙件数・人員	30件 76人	26件 33人	64件 109人	33件 61人	29件 39人	36件 64人	30件 78人
	右翼関係事件検挙件数・人員	1,686件 2,021人	1,752件 2,018人	1,689件 1,853人	1,675件 1,867人	1,667件 1,757人	1,694件 1,903人	1,639件 1,713人
	右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・人員(注2)	5件 11人	3件 3人	2件 2人	0件 0人	0件 0人	2件 3人	0件 0人
	注2: 右翼関係事件検挙件数・人員の内数である							
業績指標	【事例1】 23年7月、観察処分に基づく公安調査庁の立入検査を妨害するなどしたオウム真理教信者2人を、団体規制法違反(検査妨害)及び公務執行妨害罪で逮捕した(警視庁)。							
	【事例2】 23年5月、天神峰現地闘争本部建物収去土地明渡裁判の判決に抗議するため、東京高等裁判所内の廊下を占拠した極左活動家40人を、不退去罪で逮捕した(警視庁)。							
	【事例3】 稼働による収入があるにも関わらず、その事実を秘して虚偽の事実を申告し、失業等給付金(求職者給付基本手当)等を不正に受給した6件の詐欺事件で、22年8月から23年10月にかけて、右翼団体幹部ら7人を、詐欺罪で逮捕した(大阪)。							
達成状況:	達成目標	主要警備対象勢力による違法事案の取締りを推進する。						
業績指標	項目	基準						実績
不法滞在者等の検挙状況(検挙件数及び検挙事例)及び入国管理局との合同摘発を始めたとする関係機関との連携状況(不法滞在者数及び合同摘発人員数の推移並びに摘発事例)	入管法違反送致件数・人員(注3)	10,561件 9,191人	7,751件 6,770人	6,049件 5,230人	5,072件 4,428人	4,048件 3,601人	6,696件 5,844人	3,183件 2,841人
	外国人登録法違反送致件数・人員(注3)	116件 35人	92件 43人	77件 50人	68件 40人	22件 17人	75件 37人	38件 29人
	集団密航事件検挙件数・人員	9件 15人	10件 28人	8件 16人	2件 4人	2件 8人	6件 14人	1件 2人
	入管法第65条の適用人員	6,647人	6,199人	4,834人	2,793人	1,630人	4,421人	839人
	不法滞在者数(注4)	約20万人	約17万4千人	約12万8千人～約13万6千人	約10万5千人～約11万4千人	約9万～約10万人		6万7,065人
	入国管理局との合同摘発人員	12,101人	11,902人	11,669人	7,551人	5,426人	9,730人	3,758人

	<p>注3:「入管法違反送致件数・人員」、「外国人登録法違反送致件数・人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。</p> <p>注4:法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)、ただし、法務省の統計数値発表内容の変更に伴い、23年数値は不法残留者数を記載。</p>	
	<p>【事例1】 中国で整形手術を受けて指紋の形状を変え、20年12月に他人名義の中国旅券を使用して中国から航空機で不法入国した退去強制歴のある中国人1人を、23年1月、入管法違反(不法入国・不法在留)で逮捕した(神奈川)。</p> <p>【事例2】 中国人の貨物船乗員が中国人1人を密航させた事件で、23年8月、中国人乗員1人を入管法違反(営利目的等で不法入国等を援助する罪)、密航した中国人1人を同法違反(不法上陸)でそれぞれ逮捕した(福岡)。</p> <p>【事例3】 23年7月、警察及び入国管理局との合同摘発により、風俗店でホステスとして稼働していたインドネシア人14人を入管法違反(無許可活動)で摘発するとともに、同インドネシア人らを働かせたとして、同年8月までに同店の経営者ら日本人3人を入管法違反(不法就労助長)で逮捕した(岡山)。</p>	
達成状況:	達成目標	入国管理局との合同摘発を始めとした関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進する。
参考指標	参考指標	なし
業績目標達成のために行った施策	<p>主要警備対象勢力による違法事案の取締り等 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種違法事案の取締りを実施した。</p> <p>不法滞在者等の取締り等 合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進した。</p> <p>入管法第65条の活用 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化のため、入管法第65条に基づく入国警備官への被疑者の引渡し制度(注5)の活用を図った。</p> <p>注5:入管法第65条は、刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪(不法残留等)の被疑者を逮捕した場合、その者が他に罪を犯した嫌疑がないなど一定の条件を満たすときは、48時間以内に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。</p>	
評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、過去5年間の平均と比べ、極左暴力集団に係る事件の検挙件数、オウム真理教に係る事件及び右翼関係事件の検挙件数・人員が減少しているものの、23年5月に極左活動家40人を不退去罪で逮捕したことにより、極左暴力集団に係る事件の検挙人員は、過去5年間の平均と比べ増加した。また、極左暴力集団に対する取締りやオウム真理教の拠点施設への搜索等を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、右翼による「テロ、ゲリラ」事件を未然に防止するなど、主要警備対象勢力への対処は的確に行われたことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標 については、入管法違反の送致件数及び送致人員並びに同法第65条の適用人員が過去5年間の平均を下回ったものの、これは我が国における不法滞在者数が18年から23年までの間で約半減したことにも留意する必要がある。また、犯行手口が複雑・巧妙化している中、関係機関と緊密に連携した結果、組織的な不法就労助長事件の検挙等を通じこれらの実態を解明するなど、入管法違反事件等への対処は的確に行われた。また、合同摘発や入管法違反事件の捜査等を通じて、入国管理局等関係機関との連携強化を図り、警察を含めた関係機関が取締りを強化した結果、合同摘発人員数は過去5年間の平均を下回ったものの、我が国における不法滞在者数の減少傾向をより一層推し進め、我が国における不法残留者数が19年1月1日現在の17万839人から大幅に減少していることにも寄与していることから、目標をおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標である「警備犯罪取締りの的確な実施」をおおむね達成したと認められる。</p>	
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>依然として、極左暴力集団は大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図っており、オウム真理教も教団名を伏せて勧誘活動を行うなど信者の獲得を図っているほか、右翼は国内外の諸問題を捉え執拗な抗議行動を行っており、その過程で「テロ、ゲリラ」事件その他不法事案を引き起こすおそれがあることから、引き続き、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。</p> <p>また、不法滞在者については、不法残留者数が平成19年から大幅に減少したものの、いまだ多数の不法残留者が存在していることから、入国管理局との合同摘発を始めとした関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の更なる取締りの強化を推進する。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「治安の回顧と展望(平成23年版)」(23年12月警察庁警備局)</p> <p>「平成23年 警備情勢を顧みて(焦点第280号)」(24年3月警察庁)</p>	
政策所管課	公安課、外事課	政策評価実施時期 23年4月から24年3月までの間

平成23年度実績評価書

基本目標5 業績目標4

基本目標	国の公安の維持				
業績目標	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処				
業績目標の説明	謀報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	13,025,443 < 112,825,471 >	12,891,237 < 119,561,384 >	12,649,412 < 103,367,889 >	12,617,352 < 127,337,069 >
	補正予算(b)	687,238 < 107,562,403 >	0 < 3,838,330 >	0 < 16,608,469 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	13,712,681 < 221,222,488 >	12,891,237 < 159,285,425 >	12,649,412	12,617,352
執行額(千円)	12,902,793 < 162,651,642 >	12,332,193 < 122,648,492 >			
上段には警備警察費及び皇宮警察費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第6 テロの脅威等への対処 ----- 第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説(24年1月) 四 アジア太平洋の世紀を拓く外交・安全保障政策				

業績指標	業績指標	実績	
	国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)	外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換及び実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、従来以上に外国治安機関等との緊密が図られた。 また、23年10月、国際協力機構(JICA)と「国際テロ事件捜査セミナー」を共催し、世界各国のテロ対策実務担当者に対してテロ事件の捜査技術に関するノウハウを提供するなど、国際的な取組に積極的に参加した。 さらに、税関等関係機関と緊密に連携した結果、23年度中に、対北朝鮮措置に係る違法行為を8件検挙したほか、大量破壊兵器関連物資等に関する事件を2件検挙した。	
	達成状況:	達成目標	国内外の機関との情報交換を始めとした関係機関との連携を強化する。
	業績指標	実績	
業績指標	国際テロの発生状況(事例)	外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換、内閣情報会議、合同情報会議等における関係機関に対する情報の提供等により、国内外の関係機関との連携を強化し、テロ関連情報の収集・分析を強化した。 また、テロリスト等の入国及び銃器・爆発物等の持込みを防ぐため、入国管理局、税関等の関係省庁と連携し、国際海空港における水際対策を実施した。 さらに、爆発物原料販売事業者及び旅館業者等、テロリストがテロの準備段階において利用する可能性のある施設等の管理者に対し、不審情報の即報等の協力を要請した。 その結果、我が国において国際テロの発生はなかった。	
	達成状況:	達成目標	国際テロを未然に防止する。
	業績指標	実績	
	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況(事例)	警察は、23年度中、マグネットポンプ不正輸出事件ほか1件を検挙したほか、北朝鮮による拉致容疑事案について捜査を推進するなど、対日有害活動に的確に対処した。 ----- 【事例1】 軍用の化学製剤の製造に用いられるものとして、外国為替及び外国貿易法(外為法)で輸出が規制されているマグネットポンプ1台を、経済産業大臣の許可を受けずに、20年12月、中国向けに不正に輸出したことから、23年9月、化学機械器具製造・販売会社社長らを外為法違反(無許可輸出)で検挙した(埼玉・茨城)。 ----- 【事例2】 通常兵器に用いられるものとして、外為法で輸出が規制されている炭素繊維成型品を、経済産業大臣の許可を受けずに、21年1月に香港に向け、同年5月に台湾に向けて不正に輸出したことから、23年12月、合成樹脂製造会社元部長を外為法違反(無許可輸出)で検挙した(警視庁)。	
達成状況:	達成目標	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組を推進する。	
参考指標・参考事例	参考指標	なし	

業績目標達成のために 行った施策	官邸、関係機関等との連携 内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行った。		
	外国治安情報機関等との多種多様な情報交換 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。		
	情報収集・分析機能の強化 外事課及び国際テロリズム対策課において、所要の増員措置を講じることにより、対日有害活動や国際テロ等に関連する情報の収集・分析体制の強化を図った。		
評価の結果 (目標の達成状況)	業績指標 については、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されていることから、目標を達成した。 業績指標 については、国際テロを未然に防止したことから、目標を達成した。 業績指標 については、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に係る事案についての捜査を推進するなど、対日有害活動に的確に対処したものの、今後取組をより一層強化する必要があることから、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標である「国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処」をおおむね達成したと認められる。		
	評価結果:		
評価の結果の政策 への反映の方向性	情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析体制の強化、国内外の関係機関との情報交換を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていくこととする。		
学識経験を有する者の 知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	「治安の回顧と展望(平成23年版)」(23年12月警察庁警備局) 「平成23年 警備情勢を顧みて(焦点第280号)」(24年3月警察庁)		
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間

平成23年度実績評価書

基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実				
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実				
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害に加えて、精神的苦痛、経済的損害等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。				
基本目標に係る予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	3,161,310 < 112,318,282 >	2,071,710 < 119,228,024 >	1,816,444 < 103,367,889 >	1,623,149 < 126,554,314 >
	補正予算(b)	0 < 107,567,528 >	0 < 3,925,990 >	0 < 16,445,966 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >	0	0
	合計(a+b+c)	3,161,310 < 220,720,424 >	2,071,710 < 159,039,725 >		
執行額(千円)	2,564,276 < 162,149,578 >	1,837,737 < 122,402,792 >			
上段には犯罪被害給付費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 7 犯罪被害者の保護				
	「第2次犯罪被害者等基本計画」(23年3月閣議決定) Ⅴ 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第4 支援等のための体制整備への取組				

業績指標	業績指標		基準										実績	
	年度別	申請	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		18～22年度(平均)		23年度			
			うち法律・政令改正の効果(注1)	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果(20年度～22年度)	うち法律・政令改正の効果					
犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定被害者数、裁定・決定金額及び20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数、裁定・決定金額)	申請	被害者	491	448	462	-	589	-	585	-	515	-	652	-
		(申請件数)	(649)	(574)	(565)		(719)		(718)		(645)		(810)	
	裁定	支給被害者	435	407	388	1	538	53	534	112	460	55	663	191
		(裁定件数)	(583)	(546)	(510)	(1)	(656)	(56)	(641)	(121)	(587)	(59)	(835)	(209)
		不支給被害者	23	38	19	0	28	0	29	6	27	2	52	12
		(裁定件数)	(27)	(42)	(22)		(31)		(32)	(6)	(31)	(2)	(61)	(12)
計	458	445	407	1	566	53	563	118	488	57	715	203		
(裁定件数)	(610)	(588)	(532)	(1)	(687)	(56)	(673)	(127)	(618)	(61)	(896)	(221)		
	裁定・決定金額(百万円)	1,272	932	907	13	1,277	342	1,311	640	1,140	332	2,065	1,142	
(24年4月給与厚生課作成)														
注1:「うち法律・政令改正の効果」とは、被害者又は申請者のうち、以下の法律・政令改正により支給額が増額となった者の人数を計上している。														
<p><平成20年7月1日から施行された法律・政令改正の概要></p> <p>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重傷病給付金等について休業損害を加算 犯罪被害者等が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合、重傷病給付金及び遺族給付金の額に、休業損害を考慮した額を加算 <p>犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第170号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の最高額を約1,600万円から約3,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ 重度後遺障害を負った被害者に対する障害給付金の引上げ 障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から約4,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ 														
達成状況:	達成目標	犯罪被害給付制度を適切に運用する。												
業績指標	基準										実績			
身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給件数	年度別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度(平均)		23年度					
	診断書料(件)	4,072	4,165	4,030	3,978	4,312	4,111		4,089					
	初診料(件)	2,803	2,984	2,857	3,008	3,218	2,974		3,435					
	検案書料(件)	334	638	542	957	1,269	748		1,197					
(24年4月給与厚生課作成)														
達成状況:	達成目標	性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する初診料等を適切に支給する。												

業績指標	基準							実績
	年度別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度
	犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理資格を有する相談要員(人))	74	84	85	84	84		86
その他の相談要員(人)	131	141	182	185	174		135	
(24年4月給与厚生課作成)								
達成状況:	達成目標	それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。						
業績指標	基準							実績
	年度別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度
	関係機関・団体等との連携状況(民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数)	15,107	15,572	17,027	19,519	22,192		24,649
民間被害者支援団体における相談受理件数	10	17	24	30	39		40	
犯罪被害者等早期援助団体の指定数(団体・累計)	387	393	415	542	606		712	
警察からの情報提供数(件)	(24年4月給与厚生課作成)							
達成状況:	達成目標	それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。						

参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度	
	刑法犯(過失犯(注2)を除く。)による死者及び重傷者の数	死者(人)	813	798	831	714	636	758	657
		重傷者(人)	2,776	2,701	2,602	2,598	2,624	2,660	2,784
合計		3,589	3,499	3,433	3,312	3,260	3,419	3,441	
23年度の数値は暫定値である。 注2:過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。 (24年4月刑事企画課作成)									
参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度	
主な身体犯の認知件数	殺人(件)	1,264	1,235	1,254	1,101	1,047	1,180	1,033	
	強盗(件)	5,033	4,419	4,373	4,433	3,894	4,430	3,674	
	強姦(件)	1,934	1,755	1,517	1,349	1,259	1,563	1,198	
	傷害(件)	33,359	30,150	28,145	26,217	26,301	28,834	26,218	
	強制わいせつ(件)	8,343	7,550	7,007	6,607	6,973	7,296	7,032	
23年度の数値は暫定値である。 (24年4月刑事企画課作成)									
参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度	
交通事故による死者及び重傷者(注3)の数	死者(人)	6,236	5,499	5,134	4,892	4,835	5,319	4,519	
	重傷者(人)	63,516	60,343	55,727	53,226	50,637	56,690	46,563	
23年度の数値は暫定値である。 注3:重傷者とは、全治1ヶ月以上の障害を負った者をいう。 (24年4月交通企画課作成)									

業績目標達成のために行った施策	<p>犯罪被害者支援要綱の制定及び被害者支援推進計画の推進 23年3月に「第2次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されたことを受け、警察庁において「犯罪被害者支援要綱」を制定した。また、「平成23年度犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づき、各種支援施策を推進した。</p>
	<p>被害者支援に対する適正な支援の実施 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して、表彰を実施した。</p>
	<p>研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施 警察大学校等において、被害者支援専科、被害者カウンセリング技術専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施した。</p>
	<p>広報の推進 11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。</p>
	<p>社会全体で被害者を支え、地域社会が一丸となって犯罪と対決する気運の醸成 犯罪被害者等や関係機関・団体と連携し、中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を引き続き実施するとともに、この効果を更に向上させるため、初めての施策として「命の大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催し、大臣賞等の表彰を行った。また、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義等を実施するなど、あらゆる機会を活用して、犯罪被害の実態、命の大切さ等につき国民の理解を深め、社会全体で被害者を支え、犯罪と対決する気運の醸成を図った。</p>
<p>全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進 犯罪被害給付制度発足30年を迎える節目の年であり、民間被害者支援団体等と「全国被害者支援フォーラム2011」を共催した。</p>	

評価の結果(目標の達成状況)	<p>業績指標 については、過去5年間の平均及び前年度と比べ、裁定を受けた被害者数及び裁定・決定金額が増加しており、また、20年7月1日には支給額を拡大する改正法律・政令が施行されたが、これについても確実に運用されていることなどに鑑みると、犯罪被害給付制度は健全に機能していると認められることから、同制度の適切な運用を図るという目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、診断書料の支給件数が過去5年間の平均及び前年度と比べて減少し、検案書料の支給件数が前年度と比べて減少しているものの、初診料の支給件数が過去5年間の平均及び前年度と比べて増加し、検案書料の支給件数が過去5年間の平均と比べて増加していることから、性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図るという目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標 については、18～22年度の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の値(臨床心理資格を有する相談要員88人、その他の相談要員202人)との差が、23年度のその他の相談要員の数では33.0パーセントであるものの、臨床心理資格を有する相談要員の数では2.5パーセントと同等の水準を維持していることから、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標 については、犯罪被害者等早期支援団体の指定数は、回帰直線上の値(45団体)との差が11.7パーセントであるものの、民間被害者支援団体における相談受理件数及び警察からの情報提供件数は、回帰直線上の値(相談受理件数23,318件、情報提供件数645件)を上回っていることから、目標をおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標である「犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実」をおおむね達成したと認められる。</p>		
	評価結果:		
	評価の結果の政策への反映の方向性	<p>今後とも、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図りつつ、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。</p> <p>特に、身体犯被害者に対する診断書料等の支給の更なる拡大を図るため、支給に係る規程の整備・運用に関して、都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。また、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の更なる充実を図るため、適任者の確保、研修の充実等について、都道府県警察に対する必要な指導を行っていくこととする。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成23年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」(23年4月警察庁長官官房給与厚生課)</p> <p>「犯罪統計書」(18～22年)(警察庁)</p> <p>「交通事故統計年報」(18～22年)(警察庁交通局)</p>		
政策所管課	給与厚生課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間

平成23年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現				
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止				
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバーテロ対策等を進めることにより、安心できるIT社会を実現する。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	214,459 < 112,318,282 >	207,630 < 119,228,024 >	227,291 < 103,367,889 >	223,945 < 126,554,314 >
	補正予算(b)	0 < 107,567,528 >	0 < 3,925,990 >	0 < 16,445,966 >	0
	繰越し等(c)	0 < 834,614 >	0 < 35,885,711 >		
	合計(a+b+c)	214,459 < 220,720,424 >	207,630 < 159,039,725 >		
執行額(千円)	189,393 < 162,149,578 >	178,765 < 122,402,792 >			
上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「IT新改革戦略」(18年1月IT戦略本部決定) 今後のIT政策の重点 2.IT基盤の整備 (2)安心してITを使える環境の整備 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第5 安全なサイバー空間の構築				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	不正アクセス行為の検挙件数	検挙件数(件)	18年	19年	20年	21年	22年	18-22年(平均)	23年
			698	1,438	1,737	2,532	1,598	1,601	242
	(24年4月情報技術犯罪対策課作成)								
	達成状況:	達成目標	不正アクセス行為の検挙件数を過去5年間の平均より増加させる。						
	業績指標	項目	基準					実績	
	サイバーテロの発生状況	発生件数(件)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18-22年度(平均)	23年度
			0	0	0	0	0	0	0
	(24年4月警備企画課作成)								
	達成状況:	達成目標	サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。						
業績指標	項目	基準					実績		
技術支援件数	技術支援件数(件)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18-22年度(平均)	23年度	
		15,803	18,045	18,959	21,143	20,850	22,338		
(24年5月情報技術解析課作成)									
達成状況:	達成目標	技術支援件数について、最近の増加傾向を維持する。							
業績指標	項目	基準					実績		
ネットワーク利用犯罪の検挙件数	検挙件数(件)	18年	19年	20年	21年	22年	18-22年(平均)	23年	
		3,593	3,918	4,334	3,961	5,199	5,388		
(24年4月情報技術犯罪対策課作成)									
達成状況:	達成目標	ネットワーク利用犯罪の検挙件数について、最近の増加傾向を維持する。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18-22年(平均)	23年
	サイバー犯罪等に関する相談受案件数	合計(件)	61,467	73,193	81,994	83,739	75,810	75,241	80,273
		詐欺・悪質商法	21,020	32,824	37,794	40,315	31,333	32,657	32,892
		迷惑メール	2,930	4,645	6,038	6,538	9,836	5,997	11,667
		名簿毀損・誹謗中傷	8,037	8,871	11,516	11,557	10,212	10,039	10,549
		インターネット・オークション	14,905	12,707	8,990	7,859	6,905	10,273	5,905
		不正アクセス・ウイルス	3,323	3,005	4,522	4,183	3,668	3,740	4,619
		違法情報・有害情報	4,335	3,497	4,039	3,785	3,847	3,901	3,382
	その他	6,917	7,644	9,095	9,502	10,009	8,633	11,259	
	(24年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18-22年(平均)	23年	
インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数	違法情報(件)	2,591	12,818	14,211	27,751	35,016	18,477	36,573	
	有害情報(件)	617	3,600	6,122	6,217	9,667	5,245	4,827	
18年は6月から12月まで (24年5月情報技術犯罪対策課作成)									

参考指標	項目	18年	19年	20年	21年	22年	18～22年 (平均)	23年
出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数	人数(人)	1,153	1,100	724	453	254	737	282
(24年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標	項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	18～22年度 (平均)	23年度
インターネット利用者数	人数(万人)	8,754	8,811	9,091	9,408	9,462	9,105	9,610
(24年5月総務省資料による)								

業績目標達成のために 行った施策	<p>全国協働捜査方式の本格実施、教養の充実及び各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化</p> <p>サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するため、サイバー犯罪捜査に係る地方警察官を増員するとともに、違法情報の効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式(注)を本格実施した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための教養を実施した。さらに、コンピュータや携帯電話等のサイバー犯罪捜査のために必要な資機材を整備するとともに、ファイル共有ソフトによるファイルの流通状況等の実態を把握するためのP2P観測システムを運用した。</p> <p>(注) インターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁に設置された情報追跡班が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式</p>
	<p>警察職員への研修等によるサイバーテロ対策のための体制強化</p> <p>サイバー攻撃手法等に関する教養及び民間委託による訓練等を実施した。また、リアルタイム検知ネットワークシステムを運用した。</p>
	<p>各種講演、セミナー、ホームページ等を活用した情報セキュリティ対策に関する広報啓発</p> <p>警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベントにおける情報セキュリティ・アドバイザーによる講演やセミナーを実施したほか、警察庁セキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を通じて、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。</p>
	<p>サイバーテロ対策セミナー、共同訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化</p> <p>都道府県警察のサイバーテロ対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策協議会(23年11月、全国の都道府県に設置完了)、サイバーテロ対策セミナー等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めた。</p>
	<p>国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化</p> <p>G8ハイテク犯罪サブグループ会合への出席、警察庁・FBIサイバー犯罪ワーキング・グループやアジア太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)を通じたサイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p>
	<p>先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進</p> <p>近年における不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保するため、他人の識別符号を不正に取得する行為等を禁止するほか、不正アクセス行為に係る罰則の法定刑を引き上げる等の措置を講ずるため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案を第180回国会に提出し、24年3月に成立(同年5月施行)した。また、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯について、全国47都道府県警察において一斉取締りを行うなど効果的な取締りを実施した。さらに、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>
	<p>情報技術解析に係る関係機関との連携強化</p> <p>デジタルフォレンジック連絡会を開催し、情報技術の解析に係る国内捜査関係機関との情報共有を行った。</p>
	<p>総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化</p> <p>総合セキュリティ対策会議においては、サイバー犯罪の事後追跡可能性の確保に向けた対策について議論を行い、その対策を取りまとめたほか、警察庁、総務省及び経済産業省が事務局となって、民間事業者等を構成員とする不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会(官民ボード)を設置し、官民一体となって不正アクセス防止対策として講ずべき措置について意見集約を行い、「不正アクセス防止対策に関する行動計画」を取りまとめた。また、プロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進した。</p>
	<p>インターネット・ホットラインセンターの効果的な運用</p> <p>一般のインターネット利用者からの違法・有害情報に関する通報を受理し、違法・有害情報の警察への通報や国内のウェブサーバに設置された違法・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行うため、警察庁が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターにおいては、通報を受けたインターネット上の違法・有害情報に関し、サイト管理者等に対して、23年中は15,837件の削除依頼を行い、このうち9,990件(63.1%)が削除された。</p>
	<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用</p> <p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、第6条の禁止誘引行為違反について、23年中は451件検挙した。</p>

評価の結果 (目標の達成状況)	<p>業績指標 については、23年の不正アクセス行為の検挙件数が過去5年間と比べ減少していることから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標 については、サイバーテロの発生がなかったことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、23年の技術支援件数が、18～22年の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の値(22,917件)との差が2.5パーセントと同等の水準を維持していることから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、23年のネットワーク利用犯罪の検挙件数が、18～22年の数値に係る回帰直線上の値(5,178件)を上回っていることから、目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標である「情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等のサイバー犯罪の抑止」をおおむね達成したと認められる。</p> <p>なお、業績指標 については、23年中の不正アクセス行為による検挙件数は242件であり、22年の1,598件と比べて大きく減少しているが、その理由としては、従来、不正アクセス行為による検挙件数は、大規模事件を検挙した際の余罪による件数が多くを占める傾向にあったところであり、23年中は余罪件数の多い事件の検挙がなかったことから、検挙件数が減少したことが挙げられる。その一方で、1人の犯人又は1つの犯行グループによって行われた事件を1事件として数えた場合の検挙事件数は101事件と、前年の102事件とほぼ同じ水準で推移していることから、昨年並みの検挙活動が行われ、一定の犯罪抑止効果を有すると評価できる。</p>		
	評価結果:		
評価の結果の政策への反映の方向性	<p>インターネットバンキングに対する不正送金事案等の重大事件が発生するなど、サイバー犯罪の危険性が急速に増大していることから、改正された不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング行為や不正アクセス行為等の取締りを積極的に推進するとともに、「全国協働捜査方式」を効果的に活用して違法・有害情報の取締りを推進する。また、最新の情報通信技術に精通した捜査官を育成して複雑・巧妙化するサイバー犯罪に対応するとともに、サイバー犯罪捜査に必要な各種資機材を整備することなどにより、サイバー犯罪取締り及び抑止のための活動を強化する。</p> <p>また、引き続き、サイバーテロ対策に係る体制の強化並びに事案の未然防止及び事案発生時における迅速・的確な対処のための取組を推進するほか、23年中、大手防衛産業関連企業や衆議院・参議院に対するサイバー攻撃が発生したことなどを踏まえ、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンス対策に係る取組を推進するなど、サイバー攻撃事案の実態解明及び官民連携の強化に係る取組を推進する。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	24年6月22日に開催した第24回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成23年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」(24年3月警察庁)</p> <p>「平成23年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について」(24年5月警察庁)</p> <p>「平成23年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」(24年2月警察庁)</p> <p>「平成23年通信利用動向調査」(24年5月総務省)</p>		
政策所管課	情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	政策評価実施時期	23年4月から24年3月までの間